



# 小田原市水防計画

Flood prevention plan



令和2年6月

小田原市

## 目 次

### 第 1 章 総則

第 1 節	目的	1
第 2 節	用語の定義	1
第 3 節	計画の基本方針	3
第 4 節	水防の責任	4
第 5 節	水防協議会	5
第 6 節	津波における留意事項	5
第 7 節	安全配慮	5

### 第 2 章 2 以上の水防支部にわたる水防事務

第 1 節	隣接支部との協定	6
-------	----------	---

### 第 3 章 水防組織

第 1 節	水防本部の設置及び組織等	7
第 2 節	水防本部の解散	8

### 第 4 章 水防等配備体制

第 1 節	水防等の配備体制	9
第 2 節	事前事後の水防体制	10

### 第 5 章 通信連絡

第 1 節	水防時の通信連絡	11
-------	----------	----

### 第 6 章 水防に関する予警報

第 1 節	気象注意報・警報の種類	12
第 2 節	津波に関する情報	13
第 3 節	洪水予報	13
第 4 節	水防警報	14
第 5 節	ダム等の放流情報、水位・雨量等の情報	16

## 第 7 章 重要水防箇所及び監視警戒

第 1 節	重要水防箇所	17
第 2 節	常時の監視	17
第 3 節	気象悪化時の監視警戒	18

## 第 8 章 洪水浸水想定区域

第 1 節	洪水浸水想定区域の指定	19
第 2 節	洪水浸水想定区域内の施設等	19
第 3 節	洪水ハザードマップ	20

## 第 9 章 水防活動

第 1 節	水防施設の事前措置	21
第 2 節	水防出動	22
第 3 節	資機材及び施設の整備	23
第 4 節	緊急輸送の確保	24
第 5 節	決壊時の措置	24
第 6 節	公用負担	25
第 7 節	水防活動の報告	26

## 第 10 章 避難警戒体制

第 1 節	水防、避難情報の伝達	27
第 2 節	警戒区域の設定	27
第 3 節	避難の指示等	28
第 4 節	避難所	29

## 第 11 章 協力応援

第 1 節	水防管理団体の協力応援	30
-------	-------------	----

## 第 12 章 水防訓練の実施

第 1 節	水防訓練	31
-------	------	----

## 資 料 編

別表 1	河川・排水路一覧	1
別表 2	小田原市水防本部組織図	5
別表 3	小田原市水防本部分担業務	6
別表 4	小田原市水防本部動員基準表	13
別表 5	小田原市気象注意報・警報発表基準	15
別表 6	津波に関する情報の種類及び発表基準	16
別表 7	水防警報（河川：待機・準備・出動・解除）	17
別表 8	水防警報（河川：指示・情報）	18
別表 9	水防警報（海岸：待機・準備・出動・解除）	19
別表 1 0	三保ダム放流通報連絡系統図	20
別表 1 1	飯泉取水ぜき洪水及び出水時連絡系統図	21
別表 1 2	芦の湖(湖尻水門)放流通報連絡系統図	22
別表 1 3	酒匂川における河川利用者への情報伝達網	23
別表 1 4	水位観測所・量水標一覧	24
別表 1 5	気象観測機器等一覧	25
別表 1 6	重要水防箇所（河川）一覧	26
別表 1 7	重要水防箇所（海岸）一覧	32
別表 1 8	重要水防区域（河川）重要度評定基準	33
別表 1 9	洪水浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧	34
別表 2 0	土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設一覧	39
別紙 2 1	洪水浸水想定区域内大規模工場等 申出事業者一覧	40
別紙 2 2	市内のポンプ場一覧・連絡系統図	40
別表 2 3	取水堰一覧	41
別表 2 4	防潮扉一覧	42
別表 2 5	水防資材一覧	43
別表 2 6	雨量による通行規制対象路線一覧表	44
別表 2 7	水防活動実施報告書	45
別表 2 9	水防活動報告書	46
参考 1	小田原市水防協議会条例	47
付表 1	小田原市水防協議会運営要綱	48
付表 2	小田原市水防協議会委員・幹事名簿	49
参考 2	三保ダム放流警報要領	50
参考 3	飯泉取水ぜき放流警報要領	53
参考 4	芦の湖湖尻水門操作規則	52
参考 5	酒匂川における河川利用者への情報伝達体制等に関する申し合わせ	59
参考 6	小田原市消防本部防潮扉取扱要領	62
参考 7	酒匂川流域に係る災害状況等の連絡に関する申し合わせ	65
参考 8	小田原市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例	67

# 第 1 章 総則

## 第 1 節 目的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号以下「法」という。）第 4 条の規定に基づき、神奈川県知事（以下「知事」という。）から指定された水防団体の小田原市が、法第 33 条第 1 項の規定に基づき、小田原市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を定めることで、小田原市の地域に係る河川等の洪水、雨水出水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって市民等の安全を確保することを目的とする。

◆別表 1：河川・排水路一覧

## 第 2 節 用語の定義

この計画における水防上、基本的かつ重要な用語の意義については、次のとおりとする。

用語	意義
小田原市水防本部	小田原市の水防組織で、市長を本部長とする
県西土木事務所小田原土木センター水防支部	県西土木事務所小田原土木センターの水防組織で、県西土木事務所小田原土木センター所長を支部長とする
県西土木水防支部	県西土木事務所の水防組織で、県西土木事務所長を支部長とする
神奈川県水防本部	神奈川県の水防組織で、知事を本部長とする
水防管理団体	小田原市
水防管理者	小田原市長
指定水防管理団体	水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したもの（小田原市を指定：昭和 25 年 6 月 6 日告示第 308 号）
消防機関	小田原市消防本部、小田原消防署、足柄消防署
消防機関の長	小田原市消防長
水防団	小田原市消防団

用 語	意 義
洪水予報河川	<p>国や都道府県が管理する河川のうち、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大な損害を生ずる河川については、国土交通省または都道府県と気象庁が共同で、河川を指定して洪水予報を行う。</p> <p>市内では酒匂川が平成 20 年 6 月 3 日に洪水予報指定河川に指定されている。</p>
水位周知河川	<p>法に基づき、都道府県が管理する 2 級河川のうち、被害のおそれのある河川として、都道府県知事が指定し、洪水特別警戒水位に達したとき、知事がその旨を通知、公表する。</p>
水防警報	<p>知事があらかじめ指定した河川について、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められる場合に、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。</p>
水防に関する予警報	<p>気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 第 1 項に定められた水防活動の利用に適合する注意報、警報並びに洪水予報及び水防警報等をいう。</p>
水防団待機水位 (通報水位)	<p>量水標の設置されている地点ごとに県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第 1 項に規定されている通報水位）をいう。</p> <p>水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。</p>
氾濫注意水位 (警戒水位)	<p>水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。</p>
避難判断水位	<p>市長の避難準備・高齢者等避難開始発令の目安となる水位であり、住民への避難に関する情報への注意喚起となる水位をいう。</p>
氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	<p>洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。（法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位。）</p> <p>市長の避難勧告等の発令の目安となる水位である。</p>
雨水出水 (内水)	<p>一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排水できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる出水をいう。</p>

### 第3節 計画の基本方針

---

この計画は、水災による被害を軽減するため、次の事項を基本方針とする。

#### 1 気象情報に伴う適切な初動対応

水防管理者は、気象情報、河川・海岸の水位情報等を適切に把握し、初動時の水防体制の確立、河川・海岸及び危険箇所等の巡回、監視等の活動を迅速に実施する。

#### 2 避難警戒体制の確立

堤防の決壊による大規模水害等では、住民の身体、生命の安全を確保するためには、その危険性を判断し、適切な時期に避難勧告等を発令することが必要である。

市では、気象情報、河川・海岸の水位情報等を的確に把握し、市民の迅速かつ円滑な避難が実現できるよう、避難判断マニュアルの作成、避難勧告等の伝達体制の確立を図る。

#### 3 雨水出水を考慮した対策

近年、局所的な集中豪雨等により住宅地の中小河川・水路等の溢水や道路の冠水等の内水氾濫により市民生活への影響が発生している。

水防管理者は、浸水被害の実態把握に努め、巡回・監視等、水防活動を行う体制を整備し雨水出水への対策を推進する。

#### 4 市民、関係機関等との連携した水防活動

市では、洪水ハザードマップの配布など、市民への情報提供を積極的に実施し、市民、地域の自主防災組織と連携・協力した水防活動が実施できるよう普及・啓発するとともに、河川管理者、水門管理者及び神奈川県水防支部等の関係機関と連携した水防活動を推進する。

## 第 4 節 水防の責任

---

### 1 指定水防管理団体（市）の責任

水防管理者は、法第 4 条に基づく指定水防管理団体として、その区域の水防を十分に果たすため、次の事項を行う。

- 1 水防計画の作成、必要があるときの修正及び公表
- 2 水防組織の確立
- 3 通信連絡系統の確立
- 4 水防倉庫、資機材の整備
- 5 平常時における河川・海岸・堤防等の巡回・監視
- 6 水防時における適正な水防活動の実施
- 7 水防団員(消防団員)数の確保
- 8 水防協議会の設置
- 9 水防協力団体の指定、公示及び監督
- 10 水防協力団体への必要な情報提供、指導及び助言の実施
- 11 水防訓練の実施

### 2 県の責任

県は、県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する。

### 3 水防支部の役割

県西土木事務所小田原土木センター水防支部、県西土木水防支部は、管内の水防管理団体に対して、次の事項を実施する。

- 1 水防警報を発すること。
- 2 水防上緊急を要する事項を指示すること。
- 3 水防に関する勧告及び助言をすること。
- 4 水防に関し必要な報告をさせること。
- 5 水防管理団体を援助するための水防倉庫及び資機材を整備すること。
- 6 気象情報、洪水予報等の通信連絡
- 7 立退きを指示すること。
- 8 その他必要な事項

### 4 市民の役割

市民は、居住地の水災等の危険性を知り、気象悪化時には気象情報等の収集・伝達に努め、被害が発生するおそれがあるときは、地域の共助による避難行動を開始するなどの自主的な防災活動に努めるものとする。

## 5 市民の義務

市民又は水防の現場にある者は、法第 24 条の規定に基づき水防のため必要がある場合は、水防管理者又は消防機関の長から、その水防活動に従事することを求められたときは、これに協力する義務がある。

## 6 水防協力団体の責任

水防協力団体は、市内における法 第 37 条に基づく業務を行う責任を有する。

## 第 5 節 水防協議会

---

法第 34 条第 5 項の規定により小田原市水防協議会の組織及び運営については、条例で定めるところによる。

- ◆参考 1：小田原市水防協議会条例
- ◆付表 1：小田原市水防協議会運営要綱
- ◆付表 2：小田原市水防協議会委員・幹事名簿

## 第 6 節 津波における留意事項

---

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来するが、近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。したがって、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間が異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがあるが、近地津波で、かつ安全な場所への避難までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

したがって、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保した上で、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

## 第 7 節 安全配慮

---

洪水、雨水出水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際にも、通信機器を携行する、ライフジャケットを着用する等、水防団自身の安全は確保しなければならない。

## 第 2 章 2以上の水防支部にわたる水防事務

### 第 1 節 隣接支部との協定

県西土木事務所小田原土木センター水防支部と県西土木水防支部との協定事項中、本市に関係あるものは次のとおりとする。

#### 1 水防事務区域

河川名	県西土木事務所の区域	県西土木事務所小田原土木センターの区域	相互にまたがる水防管理団体
2 級河川 酒匂川	静岡県境から報徳橋上流端まで	報徳橋から海まで	小田原市
2 級河川 狩川	起点から山道橋上流端まで	山道橋から酒匂川合流点まで	小田原市 南足柄市
2 級河川 要定川	起点から狩川合流点まで		小田原市

## 第 3 章 水防組織

### 第 1 節 水防本部の設置及び組織等

#### 1 水防本部

市の水防事務を総括するため、小田原市水防本部(以下「水防本部」という。)を設置する。なお、水防に関係のある警報・注意報等の発表等または地震等の発生等により洪水、内水、津波または高波のおそれがあると認められるときから、迅速に小田原市地域防災計画に基づく災害対策本部に移行する。

#### 2 水防本部の組織

水防本部の組織は、別表 2 小田原市水防本部組織図のとおりとし、市長を本部長、副市長を副本部長とし、事務局を 本部事務局(防災対策課・秘書室・広報広聴課)に置く。

#### 3 水防分担業務

水防本部各部の分担業務は、別表 3 小田原市水防本部分担業務のとおりとする。

#### 4 水防本部の設置時期

水防本部を設置する時期は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水防活動を図る必要があると認めるときとする。

##### 水防本部設置基準

- 1 横浜地方気象台から水防に関する注意報、警報が発表されたとき。
- 2 法第 11 条の規定による酒匂川洪水予報の通知を受けたとき。
- 3 法第 16 条の規定による水防警報の通知を受けたとき。
- 4 その他市内において洪水、雨水出水、高潮等による被害のおそれのあるとき。

#### 5 水防本部会議の開催

本部長は、大規模水害の発生のおそれがある場合、又は水防非常配備体制を指令した場合は、副本部長、本部長付、事務局長及び部長を招集し、本部会議を開催する。

##### 本部会議の協議事項

- 1 各部相互の連絡調整に関すること。
- 2 水防活動の方針に関すること。
- 3 災害対策本部の設置に関すること。
- 4 その他風水害対策に関すること。

◆別表 2 : 小田原市水防本部組織図

◆別表 3 : 小田原市水防本部分担業務

## 第 2 節 水防本部の解散

---

次のいずれかに該当する場合に水防本部を解散する。

### 水防本部解散基準

- 1 市域に発生した水災対策がおおむね完了したと認めるとき、又は水災発生のおそれなくなったと認められるとき。
- 2 小田原市地域防災計画に基づく災害対策本部が設置されたとき。ただし、この場合は災害対策本部への統合的解散とする。

## 第 4 章 水防等配備体制

### 第 1 節 水防等の配備体制

大雨、洪水、高潮及び土砂災害等による被害発生のおそれがあるときの職員及び水防団員の配備体制は、次のとおりとする。

ただし、いずれにおいても職員および水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

#### 1 職員の配備体制

種別	配 備 事 由 等	配 備 体 制
水防準備体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 小田原市に大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報のいずれかが発表されたとき。</li> <li>2 相模湾に津波注意報が発表されたとき。</li> <li>3 小田原市を除く神奈川県西部(西湘地域)の各市町に大雨警報、洪水警報、高潮警報のいずれかが発表されたとき。</li> </ol>	<p>関係部局による情報収集及び事前準備活動を実施できる体制とする。</p> <p>(平時の体制、自宅待機等)</p>
水防警戒1号体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 小田原市に大雨警報、洪水警報、高潮警報のいずれかが発表されたとき。</li> <li>2 相模湾に大津波警報又は津波警報が発表されたとき。</li> <li>3 知事又は水防支部長から水防警戒が発せられたとき。</li> <li>4 台風の進路予測等に基づき事前準備が必要な場合</li> <li>5 その他水防管理者が必要と認め当該配備を指令したとき。</li> </ol>	<p>次に掲げる分担業務を実施する部局の職員をもって対応する。</p> <p>ただし、配備事由等の1に掲げる事由の場合において市長が認めるときは、関係部局による情報収集及び事前準備活動を実施できる体制(平時の体制、自宅待機等)とすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 河川、海岸、農地、急傾斜地及び道路・橋梁等の応急対策を実施する部局</li> <li>2 消防部、本部事務局及び職員動員に係る部局</li> <li>3 その他、警報等の発令に伴い警戒態勢を強化するために必要な部局</li> </ol>
水防警戒2号体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市内の河川の水位が、水防団待機水位を超えるおそれがあるとき又は水防団待機水位を超え、更に水位が上昇するおそれがあるとき。</li> <li>2 市内数地域で災害が発生し、又は災害が発生するおそれが非常に高いとき。</li> <li>3 その他水防管理者が必要と認め、当該配備を指令したとき。</li> </ol>	<p>水防警戒1号体制を強化するとともに、次に掲げる分担業務を実施する部局の職員をもって対応する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所の開設準備及び開設</li> <li>2 広報車等による広報及び避難誘導</li> <li>3 要配慮者の対応</li> <li>4 住民組織との連携</li> <li>5 その他必要な部局</li> </ol>
水防非常配備体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水防警戒2号体制を強化、拡大する必要があるとき。</li> <li>2 その他水防管理者が必要と認め、当該配備を指令したとき。</li> </ol>	<p>水防本部全部が水防等の対応に当たる体制</p>

※1 消防部及び医療救援部の配備体制は、消防長及び病院長が別に定める。

※2 上記配備体制に基づく水防本部動員基準は、別表4 小田原市水防本部動員基準表のとおりとする。

2 水防団（消防団）の配備体制

種別	配備事由等	配備体制
1号体制	1 小田原市に次の警報のいずれかが発表されたとき。 (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 2 相模湾に大津波警報又は津波警報が発表されたとき。 3 地域で災害が発生し、又は災害が発生するおそれが非常に高いとき。	各分団の所要の人員をもって、災害の状況に応じた応急対策活動を実施し、事態の推移に伴い、速やかに上位の体制に移行し得る体制とする。 (自宅待機等)
2号体制	1 知事から水防警報(出動)が発せられたとき。 2 地域で災害が発生し、人命及び住家等に被害が生じるおそれがあるとき。 3 その他団長が必要と認め、当該配備を指令したとき。	団員全員をもって水防活動を行う体制とする。ただし、団長の判断によりこれによらないことができる。

◆別表4：小田原市水防本部動員基準表

第2節 事前事後の水防体制

水防本部設置前には、消防機関及び関係部局等が積極的に水防情報の収集及び河川、排水路並びに既往の災害箇所を巡回、監視に当たるとともに、必要な処置を行う。

また、水防本部解散後であっても、その状況により巡回、監視に当たるものとする。

# 第 5 章 通信連絡

## 第 1 節 水防時の通信連絡

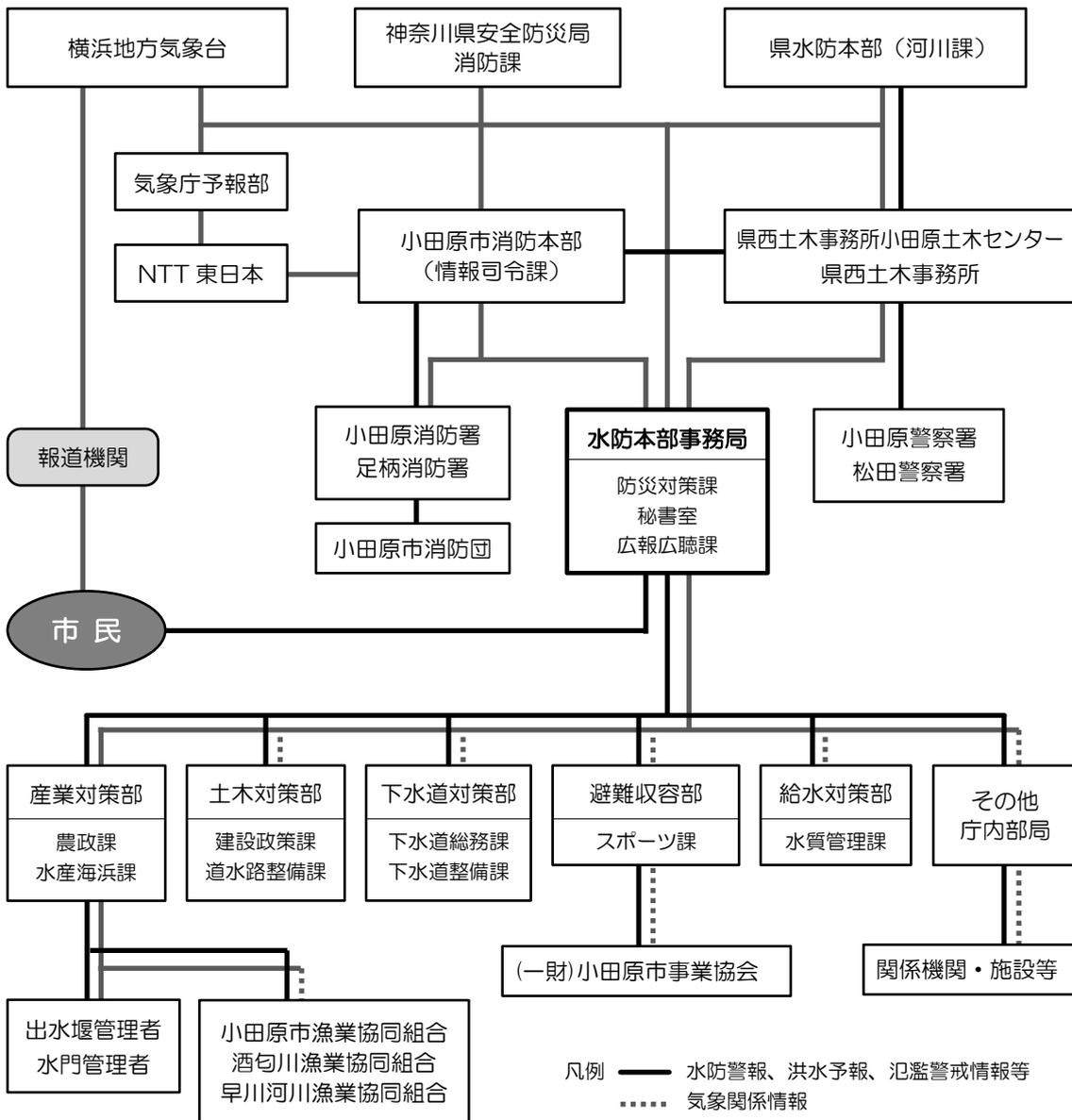
水防管理者は、水防時における情報受伝達が迅速かつ確実に行われるよう、通信連絡施設等の整備強化に努めるものとする。

### 1 水防時の通信系統

水防時における通信連絡系統図は、次のとおりとする。

### 2 通信連絡方法

通信連絡は、神奈川県防災行政通信網、防災行政無線、消防無線、水道無線、有線電話、ファクシミリ、庁内ネットワーク等を利用する。



凡例 ——— 水防警報、洪水予報、氾濫警戒情報等  
 ..... 気象関係情報  
 ※庁内の勤務時間外伝達網は、別に定める。

## 第 6 章 水防に関する予警報

### 第 1 節 気象注意報・警報の種類

#### 1 水防の活動に適合する注意報等

気象業務法に基づき横浜地方気象台が発表する水防の活動に適合する注意報、警報は、次のとおりとする。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したとき。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したとき。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表します。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続
	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される時。重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれが著しく大きい状況が予想される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表します。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが著しく大きい場合には発表を継続
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水害が発生するおそれがあると予想したとき。対象となる洪水害として、河川の増水及び堤防の損傷、並びにこれらによる浸水害があげられる
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水害が発生するおそれがあると予想したとき。対象となる重大な洪水害として、河川の増水・氾濫及び堤防の損傷・決壊、並びにこれらによる重大な浸水害があげられる
	波浪警報	高波による遭難や沿岸施設の被害など、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される時
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される時
水防活動用 津波注意報	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがあるとき
水防活動用 津波警報	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下のとき
	津波特別警報 (大津波警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超えるとき

出典：気象庁ホームページ「気象等の特別警報の種類と内容」

## 2 気象注意報・警報の発表基準

小田原市の気象注意報、警報の発表基準は、別表 5 小田原市気象注意報・警報発表基準のとおりとする。

◆別表 5：小田原市気象注意報・警報発表基準

## 第 2 節 津波に関する情報

気象庁が発表する津波に関する情報の種類及び発表基準は、別表 6 津波に関する情報の種類及び発表基準のとおりである。

◆別表 6：津波に関する情報の種類及び発表基準

## 第 3 節 洪水予報

法第 11 条に基づき県と気象庁が共同して発表する酒匂川洪水予報は、次のとおりとする。

### 1 酒匂川洪水予報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため、横浜地方气象台と神奈川県河川課が共同して、酒匂川の区域を指定して水位又は流量を示した洪水の予報を行う。

### 2 酒匂川洪水予報の種類・区域

種 類	河川及び区域	予報地点	発 表 基 準
(洪水注意報) 酒匂川氾濫 注意情報	酒匂川  【左岸】 足柄上郡山北町 山北から海まで  【右岸】 足柄上郡山北町 平山から海まで	(酒匂川)  平 山  松 田  富士道橋	当該河川のいずれかの基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。
(洪水警報) 酒匂川氾濫 警戒情報			当該河川のいずれかの基準地点の水位が一定時間後に、氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。
(洪水警報) 酒匂川氾濫 危険情報			当該河川のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位に達したときに発表する。
(洪水警報) 酒匂川氾濫 発生情報			当該河川の洪水予報区間内で、氾濫が発生したときに発表する。

3 酒匂川洪水予報観測所・基準水位（単位はm）

名 称	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位
平 山	2.00	3.00	4.80	6.00
松 田	1.40	2.30	2.80	3.80
富士道橋	1.10	1.40	2.40	2.90

第 4 節 水防警報

水防警報は、洪水、津波又は高潮により周辺住民に重大な被害が生ずるおそれがあるとき、神奈川県内の土木事務所から発表され、市・町に水防活動が必要であることを通知する。

1 水防本部長（神奈川県知事）が行う河川

河川名	区 域		摘 要	
	自	至		
酒匂川	左岸 鬼柳地先 右岸 栢山地先	報徳橋から	海まで	報徳橋上流端から 上流左右岸県西土木

2 水防支部長（県西土木事務所小田原土木センター所長）が行う河川

河川名	区 域		摘 要	
	自	至		
中村川	左岸 足柄上郡中井町松本 158 番地地先 右岸 足柄上郡中井町鴨沢 371 番地地先	中井町境から	国道 1 号 押切橋まで	管内境から上流は県 西土木事務所、 押切橋から下流は平 塚土木事務所
森戸川	左岸 曾我字稲荷面 666 番地 11 地先 右岸 曾我岸字 尾崎 131 番地地先	砂留田川 合流点から	海まで	
狩 川	左岸 飯田岡 右岸 南足柄市沼田	山道橋から	酒 匂 川 合流点まで	山道橋上流端から上 流左右岸は県西土木 事務所
仙了川	左岸 曾比管内境 右岸 曾比管内境	から	狩川 合流点まで	管内境上流は県西土 木事務所
山王川	左岸 久野 1743 番地地先 右岸 久野 1693 番地地先	星山橋から	海まで	
早 川	左岸 足柄下郡箱根町仙石原 1243 番地地先 右岸 足柄下郡箱根町仙石原 1244 の 1 番地地先	芦ノ湖下流 端から	海まで	

3 水防支部長（県西土木事務所小田原土木センター所長）が行う海岸

海岸名	区 域		摘 要
	自	至	
小田原 (前川)	前川字町屋窪 648 番地先に設置した 標柱から	酒匂字道南 1653 番地の 20 地先に設 置した標柱まで	
小田原 (根府川)	根府川字根ノ上 55 番地の 1 地先に 設置した標柱から	根府川字根府川 225 番地の 3 地先 に設置した標柱まで	

4 水防警報の通知

水防警報の通知は、別表 7 水防警報（河川：待機・準備・出動・解除）、別表 8 水防警報（河川：指示・情報）、別表 9 水防警報（海岸：待機・準備・出動・解除）により行う。

5 水防警報の種類・発表基準

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	1 出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予警報等及び河川、海岸等の状況により、特に必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報等により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。または水位流量等、その他河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。
指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川、海岸等の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	洪水警報等により、または既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、または、氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川、海岸等の状況が解消したと認めるとき。

- ◆別表 7 水防警報（河川：待機・準備・出動・解除）
- ◆別表 8 水防警報（河川：指示・情報）
- ◆別表 9 水防警報（海岸：待機・準備・出動・解除）

## 第 5 節 ダム等の放流情報、水位・雨量等の情報

水防管理者及び消防機関の長は、ダム等の放流情報、河川・水位情報等を受信した場合、河川利用者及び関係機関等に伝達し、被害の未然防止を図る。

### 1 ダム等の放流警報の受伝達

水防管理者は、水防上重要な関係を有する施設の放流情報を受信した場合、速やかに関係機関に連絡し、被害の未然防止を図る。

水 系	ダムの名称	情 報 発 信 者
酒匂川	三保ダム	神奈川県三保ダム管理事務所
酒匂川	飯泉取水ぜき	神奈川県内広域水道企業団飯泉取水管理事務所
早 川	芦の湖湖尻水門	神奈川県県西土木事務所小田原土木センター

### 2 河川利用者の安全確保

水防管理者は、河川管理者及び関係機関と連携し、水防に関する予警報等の発表及び河川上流域での水位上昇等の情報を河川利用者に伝達し、河川利用者の安全確保を図る。

### 3 水位の観測・通報

水防管理者及び消防機関の長は、区域内の河川、海岸等を巡視した結果、量水標の示す水位が水防団待機水位(通報水位)及び氾濫注意水位(警戒水位)に達した場合は、速やかに水防支部長に報告する。

### 4 雨量の観測・通報

消防機関の長及び各雨量観測者は、雨量観測所において、時間雨量 20mm を超えたときは、水防管理者に報告する。

- ◆別表 10 : 三保ダム放流通報連絡系統図
- ◆別表 11 : 飯泉取水ぜき洪水及び出水時連絡系統図
- ◆別表 12 : 芦の湖湖尻水門放流通報連絡系統図
- ◆別表 13 : 酒匂川における河川利用者への情報伝達網
- ◆別表 14 : 水位観測所・量水標一覧
- ◆別表 15 : 潮位波高観測所一覧
- ◆別表 16 : 気象観測機器等一覧
- ◆参考 2 : 三保ダム放流警報要領
- ◆参考 3 : 飯泉取水ぜき放流警報要領
- ◆参考 4 : 芦の湖湖尻水門操作規則
- ◆参考 5 : 酒匂川における河川利用者への情報伝達体制等に関する申し合わせ

## 第 7 章 重要水防箇所及び監視警戒

### 第 1 節 重要水防箇所

---

市内の河川、海岸で特に水防上、警戒又は防御に重要性を有する箇所は、別表 17 及び別表 18 のとおりとする。

- ◆別表 17：重要水防箇所(河川)一覧
- ◆別表 18：重要水防箇所(海岸)一覧
- ◆別表 19：重要水防区域(河川)重要度評定基準

### 第 2 節 常時の監視

---

重要水防箇所は、水防管理者、消防機関の長は、随時、区域内の河川、排水路及び海岸等を巡回・監視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川、海岸等管理者（以下、「河川等管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めなければならない。

上記に係る通知を受けた河川等管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

河川等管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

## 第 3 節 気象悪化時の監視警戒

---

水防管理者及び消防機関の長は、気象の悪化が予測される時又は降雨の状況により、積極的に河川、排水路、海岸及び急傾斜地危険箇所等の巡回・監視にあたらせる。

### 1 河川等の巡回・監視の留意事項

- 1 河川の水位(量水標の水位)
- 2 海岸の潮位、波高
- 3 堤防斜面の亀裂又は崩壊
- 4 居住地側の堤防斜面の漏水、亀裂又は沈下
- 5 堤防上部(天端)の亀裂又は沈下
- 6 橋梁その他の構築物と堤防等の取り付け部分の異常
- 7 河川・海岸利用者等への注意喚起
- 8 ポンプ場等の排水施設、取水堰及び水門等の異常
- 9 急傾斜地の亀裂、前兆現象(小石の崩落、湧水の濁り、溪流の濁りなど)
- 10 市の関連施設及び工事箇所の異常

### 2 報告及び監視の強化

水防管理者及び消防機関の長は、巡回・監視の結果、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、直ちに必要な処置を行う。

また、水防に関する予警報が発令され、必要と認められる場合は、監視を強化するとともに重要水防箇所及び工事中の箇所並びに既往の災害箇所、その他重要な箇所を特に重点的に巡回・監視し、異常を発見したときは、直ちに事態に即応した処置を行う。

## 第 8 章 洪水浸水想定区域

### 第 1 節 洪水浸水想定区域の指定

法第 14 条に基づく市内河川の洪水浸水想定区域の指定状況は、次のとおりとする。

#### 1 洪水浸水想定区域指定状況

No.	河川名	浸水想定区域指定年月日	外力	想定雨量 (日雨量)
1	山王川	平成 30 年 6 月 1 日 神奈川県告示第 291 号	想定最大規模	3 4 2 mm
2	酒匂川	平成 29 年 3 月 31 日 神奈川県告示第 172 号		5 3 0 mm
3	狩川	平成 30 年 7 月 27 日 神奈川県告示第 355 号		3 6 4 mm
4	仙了川	※下記欄外参照		3 4 4 mm
5	要定川	平成 30 年 7 月 27 日 神奈川県告示第 356 号		3 3 6 mm
6	早川	令和 2 年 3 月 24 日 神奈川県告示第 95 号		8 7 0 mm
7	森戸川	令和元年 12 月 20 日 神奈川県告示第 305 号		3 3 8 mm
8	中村川	令和元年 12 月 20 日 神奈川県告示第 307 号		3 3 5 mm

### 第 2 節 洪水浸水想定区域内の施設等

#### 1 洪水浸水想定区域内の施設

水防管理者は、洪水浸水想定区域内の次に掲げる施設を把握し、洪水予報、氾濫危険水位、特別警戒水位等の水位情報及びその他避難情報等の伝達体制を整備する。伝達体制については、電話、ファクシミリ等を利用するなど、当該施設の計画に定めるところとする。

#### 2 地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

##### (1) 地下街等

当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告するものとする。

##### (2) 要配慮者利用施設

当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くものとする。

### (3) 大規模工場等

当該施設の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

◆別表 20：洪水浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧

## 第3節 洪水ハザードマップ

---

浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、各世帯に配布するとともに、市ホームページへ掲載する。

洪水ハザードマップを活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

また、円滑かつ迅速な避難の確保については、地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、洪水ハザードマップ等により市民及び滞在者その他の者へ周知する。

- 1 避難所を開設する場合は、当該地域の避難人員、浸水地域及び避難経路等を考慮する。
- 2 避難所を開設する場合は、市民救援部、避難収容部及び公共施設所管課の職員等により開設する。

## 第 9 章 水防活動

### 第 1 節 水防施設の事前措置

---

水防管理者及び消防機関の長は、排水ポンプ及び防潮扉等の水防施設が、洪水、津波又は高潮に際し、その機能、操作等に支障のないよう常に点検整備し、気象の悪化時には必要な事前措置を実施し、水災に備える。

#### 1 道路・橋梁の安全措置【土木対策部】

水防管理者は、管理する道路のポンプ等の排水施設を適切に維持管理し、道路の冠水を未然に防止するとともに、大雨や洪水により道路の通行に危険がある場合は、速やかに通行止め等の応急措置を実施する。

#### 2 取水堰、水門等の安全措置【産業対策部】

取水堰、水門等の管理者又は取扱責任者は、出水等の状況に応じ、その開閉を行う。

大雨・洪水等に関する警報等が発令されたことを知ったときは、その状況に応じた適切な措置を講じる。

また、水防管理者は、市内における農業用取水堰、水門等を把握し、その管理者が適切な操作を行うことができるよう、必要な措置を講じる。

#### 3 防潮扉の安全措置【消防部】

消防機関の長は、高潮等による浸水等のおそれがある場合は、速やかに防潮扉の閉鎖措置を実施する。

- ◆別表 23：市内のポンプ場一覧・連絡系統図
- ◆別表 24：取水堰一覧
- ◆別表 25：防潮扉一覧
- ◆参考 6：小田原市消防本部防潮扉取扱要領

## 第 2 節 水防出動

---

### 1 水防活動の開始基準

水防活動を開始する基準は、おおむね次のとおりとする。

- 1 水路等の雨水出水のおそれがあるとき。
- 2 河川の水位が水防団待機水位(通報水位)に達し、なお増水の見込みのあるとき。
- 3 河川の堤防又は堤防に接近する部分の流失等により、堤防本体に危険のおそれがあるとき。
- 4 河川等の溢水、堤防の決壊その他により家屋の流失及び人命に危険のおそれがあるとき。
- 5 高潮により海岸、港湾、道路及び家屋等に被害のおそれがあるとき。
- 6 土砂災害等により家屋の流失及び人命に危険のおそれがあるとき。
- 7 その他特に必要があるとき。

### 2 水防出動

水防出動は、河川の水位が水防団待機水位(通報水位)に達したときに始まり、洪水の危険が去ったときに終了するものとする。

### 3 水防標識

水防のために出動する車両等には、次による標識を用いるものとする。



文字 赤  
下地 白

(縦 60cm×横 90cm)

(昭和 24 年 10 月 6 日 神奈川県告示第 431 号)

#### 4 水防信号

水防信号は、神奈川県水防信号規則(昭和 24 年県規則第 78 号)の規定に基づき、行うものとする。

方法及び説明 区分	説明	警備信号	サイレン信号
第1信号	氾濫注意情報（警戒水位）に達したことを知らせるもの	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○ 休止 ○ 休止 ○
第2信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出勤すべきことを知らせるもの	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○ 休止 ○ 休止 ○
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出勤すべきことを知らせるもの	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 ○ 休止 ○ 休止 ○
第4信号	必要用と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱 打	約1分 約5秒 約1分 ○ 休止 ○

※ 地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

- [備考]
- 1 信号は、適当な時間継続しなければならない。
  - 2 必要と認めたときは、警鐘信号及びサイレン信号を併用するものとする。
  - 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。

### 第 3 節 資機材及び施設の整備

#### 1 水防施設【消防部、土木対策部、下水道対策部、産業対策部】

水防管理者及び消防機関の長は、洪水等の緊急事態に対処できるよう次の施設整備等を実施するものとする。

- 1 酒匂川防災ステーション等水防倉庫の施設及び水防用資機材の整備
- 2 資機材の緊急調達の方法及び事業者等との協定の締結
- 3 地震対策用防災倉庫に備蓄する資機材の活用
- 4 県が備蓄する水防資機材の県西土木事務所小田原土木センター水防支部長への支給要請

◆別表 26: 水防資材一覧

## 第 4 節 緊急輸送の確保

---

### 1 輸送路の確保【土木対策部】

水防資機材の輸送の確保を図るため、国、県、関係事業者等と連携し、交通の途絶が予想される主要輸送道路及び迂回路を調査し、必要な措置を講じる。

### 2 輸送車両の確保【総務調査部】

水防本部が設置された場合、応急対策要員等輸送体制に使用できる車両を総務部が統括し、輸送手段の競合を生じないように十分に調整し、敏速に出動できる態勢を整える。

なお、車両に不足を生じた場合は、「災害時における物資の輸送等に関する協定」及び「災害時における物資配送等に関する協定」に基づき、当該輸送機関に対し車両の確保と出動要請をする。

◆別表 27：雨量による通行規制対象路線一覧表

## 第 5 節 決壊時の措置

---

### 1 決壊時の通報

堤防その他の施設の決壊、又はこれに準ずる事態が発生した場合、水防管理者等は直ちにその旨を水防支部長及び氾濫が予想される隣接水防管理団体に通報しなければならない。

### 2 決壊後の措置

水防管理者等は、決壊後といえどもできる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるとともに、関係住民の避難、救助を速やかに実施する。

## 第 6 節 公用負担

### 1 公用負担証書

公用負担の権限を行使するときは、証明書を携行し、命令書を発行して行使する。

また、公用負担を行使したときは、損害を受けた者に対し後日、市からその損失を補償するため、公用負担通知書とその所有者又は管理者に交付する。

<p style="text-align: center;">公用負担命令委任書</p> <p style="text-align: center;">〇〇消防団 何 某</p> <p>上の者に 区域における水防法第 28条第2項の権限行使を委任したことを証明 する</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">市 長 消防長 何 某 印</p>	<p style="text-align: center;">公用負担命令書</p> <p>符 号</p> <p>目的物 種 類</p> <p>負担の内容</p> <p style="text-align: right;">市 長 何 某 消防長 何 某 印</p> <p>〇〇〇〇〇 様</p>
--	--

	水防第	号												
	年 月 日													
様														
	小田原市長	印												
<p>公 用 負 担 通 知 書</p> <p>水防法第 28 条の規定により次のとおり使用（収容）したから通知する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 35%;">使用（収容）した土地建物等の名称、種類、形状</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用（収容）した土地建物等の所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用、収容の別</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用期限</td> <td></td> </tr> <tr> <td>収容した物の数量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> </table>			使用（収容）した土地建物等の名称、種類、形状		使用（収容）した土地建物等の所在地		使用、収容の別		使用期限		収容した物の数量		その他	
使用（収容）した土地建物等の名称、種類、形状														
使用（収容）した土地建物等の所在地														
使用、収容の別														
使用期限														
収容した物の数量														
その他														

## 第 7 節 水防活動の報告

---

### 1 水防本部長への報告

水防本部各対策部長は、所属の水防活動状況及び被害状況等について、随時、市水防本部長に報告する。

### 2 県西土木事務所小田原土木センター水防支部長への報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を別表 26 水防活動実施報告書及び別表 27 水防活動報告書により、水防活動実施後 7 日以内に県西土木事務所小田原土木センター水防支部長に報告する。

◆別表 28 :水防活動実施報告書

◆別表 29 :水防活動報告書

# 第 10 章 避難警戒体制

## 第 1 節 水防、避難情報の伝達

### 1 市民への水防、避難情報等の伝達

水防管理者は、水防に関する予警報、河川水位情報、水防警報、洪水予報及び土砂災害警戒情報等が発令された場合、必要に応じて河川等の流域又は市内全域に広報し、市民及び関係機関に注意を促す。

### 2 市民への伝達方法

伝達方法	
1	防災行政無線
2	戸別受信機
3	J:COM 防災情報サービス
4	防災メール
5	テレホンサービス
6	J:COM チャンネル小田原データ放送
7	FMおだわら
8	市ホームページ
9	緊急速報メール
10	SNS
11	広報車、消防車両等
12	電話・ファクシミリ

## 第 2 節 警戒区域の設定

### 1 水防法に基づく警戒区域

水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所においては、法第 21 条に基づき、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命じるものとする。この場合の標識は、昼間はロープ、夜間は灯火を用いて警戒にあたる。

### 2 消防法に基づく警戒区域

消防吏員又は消防団員は、消防法第 28 条第 1 項の規定に基づき、土砂災害等の災害現場（水災を除く。）において、消防警戒区域を設定して、関係者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。

### 3 災害対策基本法に基づく警戒区域

市長(市長の委任を受けて、市長の職権を行う職員を含む。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第63条に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

## 第3節 避難の指示等

---

### 1 水防法に基づく避難の指示等

水防管理者は、洪水、津波又は高潮によって氾濫し、著しい危険が切迫していると認められるときは、法第29条に基づき、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

### 2 災害対策基本法に基づく避難の指示等

市長は、災害対策基本法第60条第1項に基づき、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

### 3 関係機関への通報

水防管理者は、避難の指示等を実施する場合、県水防本部長(神奈川県知事)、水防支部長及び小田原警察署長等へその旨を連絡し、避難時の安全確保等を要請する。

### 4 避難準備情報の伝達

水防管理者は、避難の指示等を実施する場合、避難に時間を要する高齢者等及び高齢者等の施設に対して、避難準備情報を伝達する。

この場合、避難時の支援者及び施設管理者等と連携を密にして実施する。

### 5 避難判断基準

1 水防管理者は、避難の指示等を実施する場合には、水防に関する予警報、雨量・水位情報、酒匂川洪水予報、土砂災害警戒情報並びに河川等の巡回・監視・結果等の情報を総合的に判断する

2 水防管理者は、避難警戒に係る具体的な判断基準等について、あらかじめ定めておくものとする。

## 第 4 節 避難場所

---

### 1 水害時の避難場所

風水害避難場所を開設する場合は、小田原市地域防災計画第 1 編第 4 章第 3 節避難対策に準じて開設する。

### 2 開設する避難場所

- 1 風水害避難場所(小学校、中学校等)
- 2 市・県公共施設等

### 3 避難場所開設時の留意事項

- 1 避難場所を開設する場合は、当該地域の避難人員、浸水地域及び避難経路等を考慮する。
- 2 避難場所を開設する場合は、市職員及び公共施設所管課の職員等により開設する。

## 第 11 章 協力応援

### 第 1 節 水防管理団体の協力応援

---

#### 1 水防管理団体間の応援

水防管理者及び消防機関の長は、法第 23 条第 1 項の規定に基づき、他の市町村の水防管理者から応援を求められたときは、相互に応援するほか、水防資材等の調達についても協力する。

#### 2 神奈川県知事等への応援要請

- 1 水防管理者が水防活動を行うに当たり、技術指導等のため、職員の応援を県西土木事務所小田原土木センター水防支部に求める。
- 2 水防管理者は、水防上必要があると認めるときは、小田原警察署に対し警察官の出動を求めることができる。
- 3 大規模な応援を必要とする緊急の事態が生じたときは、神奈川県知事に自衛隊の出動要請をする。なお、要請した場合は、県西土木事務所小田原土木センター水防支部に報告する。

#### 3 団体への協力要請

水防管理者は、関係機関、団体及び事業者等と締結している協定に基づき協力要請する。

## 第 12 章 水防訓練の実施

### 第 1 節 水防訓練

---

#### 1 水防訓練

水防管理者は、関係機関・団体との連携を強固にし、水防活動を円滑に遂行するため、水防訓練を毎年1回以上なるべく出水期前に実施する。

# 小田原市水防計画

---

資料編

## 河川・排水路一覧

## 2級河川（県管理）

水系名	河川名	延長 (m)	摘要
酒匂川	酒匂川	6,800	
//	狩川	2,950	
//	仙了川	4,270	
//	要定川	650	
山王川	山王川	4,050	
早川	早川	3,300	
森戸川	森戸川	3,750	
中村川	中村川	4,200	

## 砂防指定河川（県管理）

水系名	河川名	延長 (m)	摘要
早川	吾性沢	1,100	
//	宮沢川	1,300	
堀切沢	堀切沢	900	
よもぎ沢	よもぎ沢	600	
白糸川	萩ノ尾川	900	
//	白糸川	1,000	
米神清水川	米神清水川	1,900	
米神水無川	米神水無川	600	
玉川	玉川	1,400	
塔台川	塔台川	2,330	
//	清水川	650	
中村川	明沢川	1,400	
山王川	坊所川	3,100	
//	久野川	4,100	
森戸川	剣沢川	1,000	
唐沢川	唐沢川	550	
米神水無川	イタドリ沢	450	
山王川	水之尾沢	260	
牧谷川	牧谷川	700	
山王川	入ノ沢川	170	

## 酒匂川左岸土地改良区管理用水路（県管理）

用水路名	延長 (m)	摘要
鬼柳用水路	3,850	
鬼柳用水路豊川支川	2,644	
// 鴨宮支川	1,000	
酒匂堰	4,100	

## 別表 1

## 河川（市管理）

水系名	河川名	延長 (m)	摘 要
酒匂川	金瀬川	1,650	
//	下菊川	3,250	
堀切沢	堀切沢	600	
よもぎ沢	よもぎ沢	600	
森戸川	山岸川	800	
//	剣沢川	2,050	
//	小八幡川	3,600	
//	関口川	2,300	
白糸川	萩ノ尾川	600	
//	白糸川	1,250	
米神清水川	米神清水川	1,600	
米神水無川	米神水無川	400	
玉 川	玉 川	1,200	
早 川	吾性沢	750	
//	宮沢川	700	
//	万松院川	2,000	
//	山谷川	480	
山王川	坊所川	3,600	
//	久野川	4,100	
唐沢川	唐沢川	500	
塔台川	塔台川	2,600	
//	清水川	350	
中村川	舟子川	1,700	
//	明沢川	2,150	
新 川	新 川	210	

## 普通河川（市管理）

水系名	河川名	延 長 (m)	摘 要
早 川	箕ヶ窪川	700	
山王川	萩窪川	2,000	
//	入ノ沢川	1,200	
狩 川	仲沢川	1,000	
//	分沢川	800(南足柄分400)	
酒匂川	下菊川	1,740	
森戸川	関口川	1,600	
//	岩太郎川	1,300	
//	山岸川	1,200	
//	砂留田川	1,100	
//	十二天川	900	
//	谷津川	800	
//	殿沢川	1,100	
//	後 川	1,050	
//	丹沢川	850	
//	鳴沢川	900	

別表 1

水系名	河川名	延 長 (m)	摘 要
森戸川	八ツ沢川	1,050	
中村川	楽万川	350	
//	坂呂川	400	
//	中沢川	750	
//	椿川原沢	600	
塔台川	才神川	400	
椿川原沢	小沢川	550	
関下川	関下川	650	
桜 川	桜 川	650	
赤沢川	赤沢川	300	
牧谷川	牧谷川	1,000	
佐奈田川	佐奈田川	850	
石橋境川	石橋境川	400	
正蔵寺川	正蔵寺川	750	
山王川	坊所川	1,200	
金瀬川	金瀬川	1,250	
森戸川	剣沢川	600	

## 排水路（市管理）

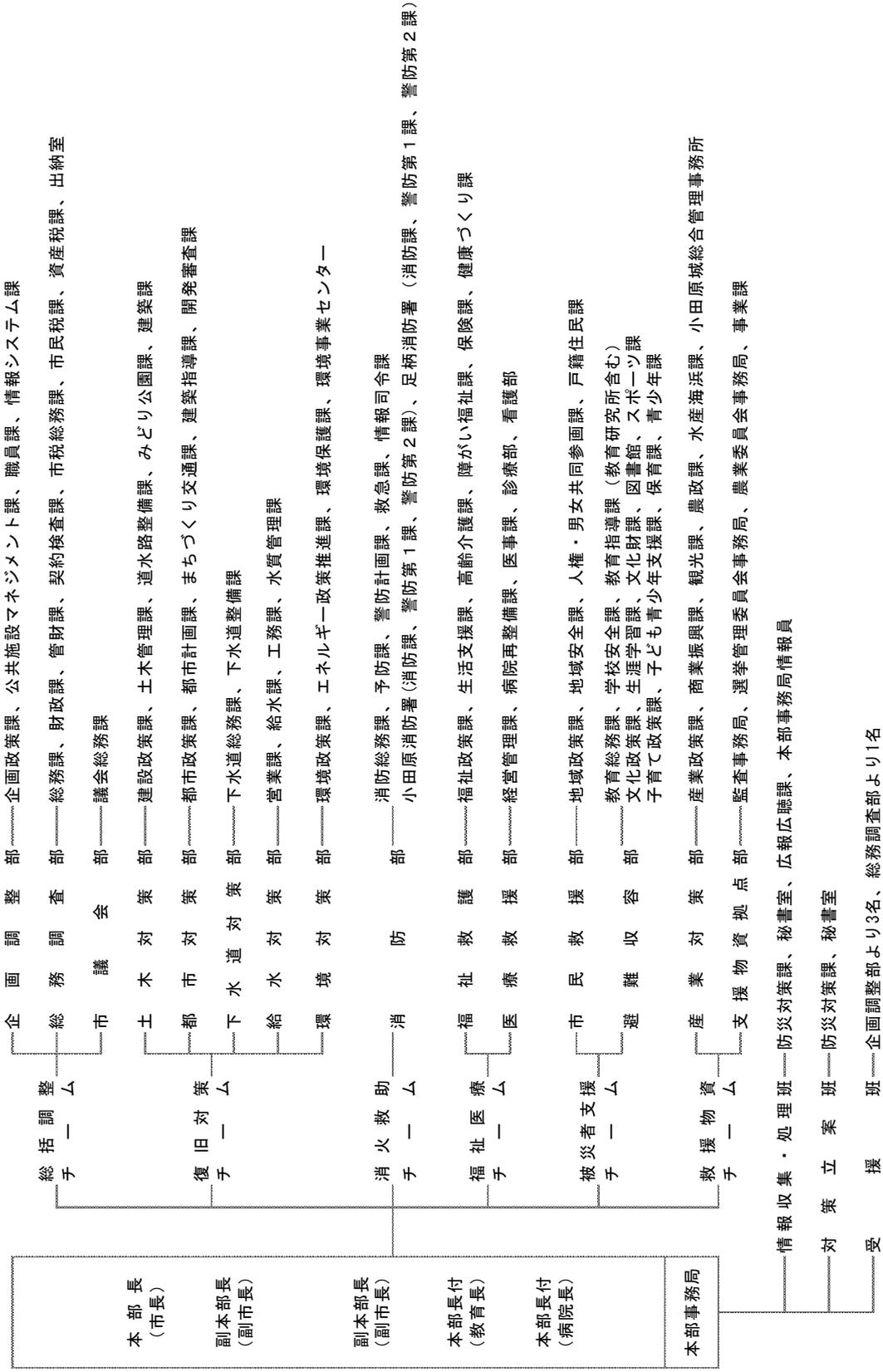
排水路名	延 長 (m)	摘 要
まま下	800	
山 根	1,350	
早川中央	1,200	
大 窪	600	
板橋第1	1,850	
// 第2	400	
// 第3	1,200	
// 第4	750	
新 川	900	
小 峰	1,000	
大下水	2,100	
小田原	2,100	
大蓮寺	2,400	
駅 前	500	
緑第1	400	
//第2	400	
蛇 川	500	
渋 取	1,400	
中島第1	1,050	
荻 窪	1,600	
谷 津	300	
宮 窪	1,600	
下馬下	1,150	
煙焔倉	650	
山 王	500	

別表 1

排水路名	延長 (m)	摘要
町 田	850	
網一色	2,100	
今井第1	2,300	
川 第2	1,700	
井細田	2,600	
穴 部	3,600	
北ノ窪	400	
穴部窪	600	
坂 下	2,100	
多 古	800	
川 端	1,000	
中久野	800	
下 宿	1,800	
土手根第1	1,400	
川 第2	1,000	
中曾根	1,500	
三ヶ村	2,400	
堀の内	1,600	
五ヶ村	4,500	
飯田岡	850	
飯田岡第2	1,150	
栢 山	1,150	
池 田	900	
寺 下	2,000	
新 屋	1,950	
牛 島	2,000	
鳥見行	900	
黒まま	2,400	
清水第1	1,000	
池 上	1,250	
清水第2	900	
紅 沢	450	
鴨宮第1	1,300	
川 第2	1,000	
鬼柳桑原	4,200	
酒 匂	1,750	
酒匂第2	400	
小八幡	1,000	
小八幡第2	600	
農 葉	1,500	
念仏免	1,120	
中 里	800	
田 島	500	
鬼 柳	3,160	
高河原	700	
大河原	450	
小 割	720	

小田原市災害対策本部組織図

令和2年4月1日時点



## 小田原市水防本部分担業務

本部事務局

令和2年4月1日現在

担当課	主な分担業務
防災対策課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象、雨量、水位情報等の受信、収集、記録及び伝達に関すること</li> <li>2. ダム等の放流連絡の受伝達に関すること</li> <li>3. 災害情報の収集、伝達、整理及び記録に関すること</li> <li>4. 被害報告の整理、記録及び応急対策実施状況の収集に関すること</li> <li>5. 各部及び防災関係機関並びに県水防支部との連絡調整に関すること</li> <li>6. 洪水予報、水防警報の受信及び伝達に関すること</li> <li>7. 自衛隊の出動要請に関すること</li> <li>8. 水防事務の取りまとめ、立案及び報告に関すること</li> <li>9. 公用負担の指導に関すること</li> <li>10. 災害救助法の適用申請に関すること</li> <li>11. 災害救助法に基づく救助事務の総括に関すること</li> <li>12. ボランティア活動に関すること</li> <li>13. その他水防対策実施に関し必要な事項</li> <li>14. 局内の連絡調整に関すること</li> </ol>
秘書室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本部長、副本部長との連絡調整に関すること</li> <li>2. 部内の応援に関すること</li> </ol>
広報広聴課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被害状況等の報道機関への発表に関すること</li> <li>2. 被害広報活動の総合調整に関すること</li> <li>3. 被害状況、応急対策状況等の写真撮影、記録等に関すること</li> <li>4. 部内の応援に関すること</li> </ol>

## 企画調整部

担当課	主な分担業務
企画政策課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国、県への要望事項等の作成に関すること</li> <li>2. 緊急時の応援班の編成に関すること</li> <li>3. 隣接地方公共団体に対する協力要請に関すること</li> <li>4. 部内の連絡調整に関すること</li> </ol>
公共施設マネジメント課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 小田原市災害対策本部分担業務を準用</li> </ol>
職員課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 職員の招集及び服務に関すること</li> <li>2. 出勤職員の把握に関すること</li> <li>3. 出勤職員等の健康管理に関すること</li> <li>4. 緊急時の応援職員の配置に関すること</li> <li>5. 職員等の諸手当に関すること</li> </ol>
情報システム課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 情報システムの保守及び復旧に関すること</li> </ol>

## 総務調査部

担当課	主な分担業務
総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 車両による住民への広報の実施に関すること</li> <li>2. 緊急文書の印刷等に関すること</li> <li>3. 災害関係議案に関すること</li> <li>4. 部内の連絡調整に関すること</li> </ol>
財政課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害関係予算に関すること</li> <li>2. 車両による住民への広報の実施に関すること</li> </ol>
管財課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公用車（借上車を含む）の調達及び配車に関すること</li> <li>2. 車両による住民への広報の実施に関すること</li> <li>3. 輸送業者等（トラック協会等）関係機関との連絡に関すること</li> </ol>

別表 3

	<ol style="list-style-type: none"> <li>4. 輸送計画の総括に関する事</li> <li>5. 応急対策物資の調達・管理に関する事</li> <li>6. 市有財産の被害状況の収集及び取りまとめに関する事</li> <li>7. 庁舎等の保全に関する事</li> <li>8. 車両等燃料の確保に関する事</li> <li>9. 仮設電話の設置の申込みに関する事</li> <li>10. 用地（市有地を除く）の取得及び借り受けに関する事</li> </ol>
契約検査課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 小田原市災害対策本部分担業務を準用</li> </ol>
市税総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 罹災証明等に係る被害認定調査に関する事</li> <li>2. 罹災証明等事務に関する事</li> <li>3. 罹災証明等に関する連絡調整に関する事</li> </ol>
市民税課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 罹災証明等に係る被害認定調査に関する事</li> <li>2. 罹災証明等事務に関する事</li> </ol>
資産税課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 罹災証明等に係る被害認定調査に関する事</li> <li>2. 罹災証明等事務に関する事</li> </ol>
出納室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 小田原市災害対策本部分担業務を準用</li> </ol>

## 市議会部

担当課	主な分担業務
議会総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水防本部との連絡調整に関する事</li> <li>2. 議会関係との連絡調整に関する事</li> <li>3. 議会関係の視察、見舞客等に関する事</li> </ol>

## 土木対策部

担当課	主な分担業務
建設政策課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象情報の収集、記録及び伝達に関する事</li> <li>2. 資機材の準備及び土木建設関係協力組合等の協力業者への指示に関する事</li> <li>3. 道路管理者等関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>4. 国、県等関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>5. 部内の連絡調整に関する事</li> </ol>
土木管理課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 道路管理者等関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>2. その他、災害応急作業の実施に関する事</li> </ol>
道水路整備課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 道路・橋梁及び施設等の応急復旧に関する事</li> <li>2. 道路・橋梁及び施設等の危険箇所の警戒に関する事</li> <li>3. 道路・橋梁等の通行止、迂回、通行制限等の現場措置に関する事</li> <li>4. 道路関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>5. 道路・橋梁等の被害状況調査並びに報告に関する事</li> <li>6. 資機材の準備及び土木建設関係協力組合等の協力業者への指示に関する事。</li> <li>7. 水防管理者が行う、危険区域における立ち退きの指示に関する事。</li> <li>8. 気象情報の収集、記録及び伝達に関する事。</li> <li>9. 災害情報の収集整理に関する事。</li> <li>10. 危険河川水域等の監視警戒に関する事。</li> <li>11. 河川水路の溢水防止作業及び被害調査に関する事。</li> <li>12. 雨水ポンプ施設の気道の確認及び被害報告に関する事。</li> <li>13. 工事現場への補強対策に関する事。</li> <li>14. 河川管理者との連絡調整に関する事。</li> <li>15. 河川水路の被害調査及び報告に関する事。</li> <li>16. その他、災害の応急作業の実施に関する事。</li> </ol>
みどり公園課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所管施設等の被害状況調査及び緊急措置に関する事。</li> <li>2. その他、災害の応急作業の実施に関する事。</li> </ol>

別表 3

建築課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市営住宅、その他公共施設の総合的な被害状況調査及び緊急措置に関すること。</li> <li>2. その他、災害の応急作業の実施に関すること。</li> </ol>
-----	---

都市対策部

担当課	主な分担業務
都市政策課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 部内の連絡調整に関すること。</li> </ol>
都市計画課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 他室課への応援に関すること。</li> <li>2. その他、災害の応急作業の実施に関すること。</li> </ol>
まちづくり交通課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 小田原市災害対策本部分担業務を準用</li> </ol>
建築指導課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 他室課への応援に関すること。</li> <li>2. その他、災害の応急作業の実施に関すること。</li> </ol>
開発審査課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 宅地造成工事規制区域内の崖崩れ等危険防止措置の指導。</li> <li>2. 被災宅地危険度判定に関すること。</li> </ol>

下水道対策部

担当課	主な分担業務
下水道総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象情報の収集、記録及び伝達に関すること。</li> <li>2. 災害情報の収集整理に関すること。</li> <li>3. 資機材の把握及び確保に関すること。</li> <li>4. 関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>5. その他、災害の応急作業の実施に関すること。</li> <li>6. 部内の連絡調整に関すること。</li> </ol>
下水道整備課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象情報の収集、記録及び伝達に関すること。</li> <li>2. 災害情報の収集整理に関すること。</li> <li>3. 下水道管理センター、ポンプ場施設の点検及び被害状況把握に関すること。</li> <li>4. 施設等への雨水等の流入防止措置に関すること。</li> <li>5. 資機材の準備及び土木建設関係協同組合等の協力業者への指示に関すること。</li> <li>6. 工事現場への補強対策に関すること。</li> <li>7. 汚水管渠の被害調査に関すること。</li> <li>8. その他、災害の応急作業の実施に関すること。</li> </ol>

給水対策部

担当課	主な分担業務
営業課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 部内の連絡調整に関すること。</li> </ol>
給水課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 上水道施設の被害調査及び断水地域の調査に関すること。</li> <li>2. 上水道施設の被害防御及び災害復旧に関すること。</li> </ol>
工務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 上水道施設の被害調査及び断水地域の調査に関すること。</li> <li>2. 上水道施設の災害防御及び災害復旧に関すること。</li> </ol>
水質管理課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象情報の収集、記録及び伝達に関すること。</li> <li>2. 飯泉取水管理事務所等、関係機関との連絡調整に関すること。</li> </ol>

環境対策部

担当課	主な分担業務
環境政策課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時のごみ等及びし尿処理計画に関すること。</li> <li>2. 関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>3. 災害による廃材等の処理計画に関すること。</li> <li>4. 部内の連絡調整に関すること。</li> </ol>
エネルギー政策推進課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 部内の応援に関すること。</li> </ol>
環境保護課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害地区の防疫、環境衛生に関すること。</li> <li>2. 災害時の公害対策に関すること。</li> <li>3. 災害時のし尿処理に関すること。</li> <li>4. 災害時のし尿収集業者とその連絡調整に関すること。</li> </ol>

別表 3

環境事業センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時のごみ等の処理に関する事。</li> <li>2. 災害時のごみ収集業者との連絡調整に関する事。</li> <li>3. 災害による廃材等の処理に関する事。</li> </ol>
----------	--

## 消防部

担当課	主な分担業務
警防計画課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 消防総括本部の運用に関する事。</li> <li>2. 県水防支部等との連絡調整に関する事。</li> <li>3. 公用負担の指導に関する事。</li> <li>4. 水防応急資材に関する事。</li> <li>5. 職員の動員に関する事。</li> <li>6. 水防（消防）応援要請に関する事。</li> <li>7. 水防（消防）部隊編成状況の把握に関する事。</li> <li>8. 水防団（消防団）の運用に関する事。</li> </ol>
予防課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象情報の収集、記録及び伝達に関する事。</li> <li>2. 災害現場の状況調査</li> <li>3. 災害現場における広報及び報道に関する事。</li> <li>4. その他水防上必要な事項</li> </ol>
救急課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 消防総括本部の運用に関する事。</li> <li>2. 県水防支部等との連絡調整に関する事。</li> <li>3. 公用負担の指導に関する事。</li> <li>4. 水防応急資材に関する事。</li> <li>5. 職員の動員に関する事。</li> <li>6. 水防（消防）応援要請に関する事。</li> <li>7. 水防（消防）部隊編成状況の把握に関する事。</li> <li>8. 水防団（消防団）の運用に関する事。</li> </ol>
情報司令課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害情報の受信に関する事。</li> <li>2. 消防部隊の出場指令に関する事。</li> <li>3. 職員の招集連絡に関する事。</li> <li>4. 通信保守に関する事。</li> <li>5. 災害現場との通信記録に関する事</li> <li>6. 通信統制に関する事。</li> <li>7. 気象、水象情報等に関する事。</li> <li>8. 関係機関との連絡に関する事。</li> <li>9. 医療機関との連絡に関する事。</li> <li>10. 医療機関情報の収集に関する事。</li> <li>11. 災害状況の即報に関する事。</li> </ol>
消防総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 部内の連絡調整に関する事。</li> <li>2. 消防災害応急資機材及び燃料等の調達に関する事。</li> <li>3. 公務災害補償及び損失補償等に関する事。</li> <li>4. 職員・団員の給食に関する事。</li> <li>5. 水防本部連絡員に関する事。</li> <li>6. 受託市町との連絡及び連絡員に関する事。</li> <li>7. 報道、広報等渉外の総括に関する事。</li> </ol>
小田原消防署 （消防課・警防第1課・警防第2課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象情報及び水防情報等の収集、記録及び伝達に関する事。</li> <li>2. 雨量、風力等、気象観測に関する事。</li> <li>3. 被災者の救出救助及び避難誘導に関する事。</li> <li>4. 海岸の防潮扉の措置に関する事。</li> </ol>
足柄消防署 （消防課・警防第1課・警防第2課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>5. 河川、海岸、急傾斜地等の巡回、監視及び警戒防御に関する事。</li> <li>6. 量水標、河川水位調査及び水位の通報に関する事。</li> <li>7. 水防危険区域における警戒区域設定及び立ち入り制限に関する事。</li> </ol>

別表 3

担当課	主な分担業務
	8. 水防管理者が行う、危険区域における立ち退きの指示に関する事。           9. 急傾斜地等、危険区域の居住者等に対する避難のための立ち退き及び避難の指示等及び警戒区域の設定に関する事。           10. 急傾斜地危険箇所等における救助、救急業務に関する事。           11. 消防総括本部の応援に関する事。           12. 河川利用者の安全確保に関する事。           13. 渉外及び水防団（消防団）との連絡に関する事〔小田原消防署 消防課〕           14. 水防団（消防団）の出動等に関する事。〔小田原消防署 消防課〕           15. 受託市町との連絡及び連絡員に関する事。〔足柄消防署 消防課〕           16. その他、水防活動に関する事。
水防団（消防団）	1. 水位情報、気象情報等の受理。           2. 水位の調査、堤防及び急傾斜地等の監視警戒に関する事。           3. その他、水防活動に関する事。

## 福祉救護部

担当課	主な分担業務
福祉政策課	1. 救援活動の総括に関する事。           2. 被災者生活再建支援法、その他の法に基づく救助に関する事。           3. 救助義援金品及び見舞金の受付に関する事。           4. 罹災者の調査に関する事。           5. 罹災者に対する救援物資等の受付に関する事。           6. 要配慮者及び支援者との連絡調整に関する事。           7. 浸水想定区域内等、危険区域内の要配慮者等の施設への情報伝達。           8. 部内の連絡調整に関する事。
生活支援課	1. 救助義援金品及び見舞金の受付に関する事。           2. 罹災者に対する救援物資等の受付に関する事。           3. 要配慮者及び支援者との連絡調整に関する事。           4. 浸水想定区域内等、危険区域内の要配慮者等の施設への情報伝達。
高齢介護課	1. 常時介護を必要とする者の救護対策に関する事。           2. 浸水想定区域内等、危険区域内の要配慮者等の施設への情報伝達。           3. 所管施設等の被害状況調査及び緊急措置に関する事。           4. 所管施設による避難所の開設運営に関する事。
障がい福祉課	1. 常時介護を必要とする者の救護対策に関する事。           2. 浸水想定区域内等、危険区域内の要配慮者等の施設への情報伝達。           3. 所管施設等の被害状況調査及び緊急措置に関する事。           4. 罹災者への救援物資の配分に関する事。
保険課	1. 所管施設等の被害状況調査及び緊急措置に関する事。           2. 部内の応援に関する事。
健康づくり課	1. 医療機関及び保健福祉事務所との連絡調整に関する事。           2. 医療施設の被害状況調査に関する事。           3. 浸水想定区域等、危険区域内の要配慮者等の施設への情報伝達。

## 医療救援部

担当課	主な分担業務
経営管理課	1. 小田原市災害対策本部分担業務を準用
医事課	1. 小田原市災害対策本部分担業務を準用
診療部	1. 小田原市災害対策本部分担業務を準用
看護部	1. 小田原市災害対策本部分担業務を準用

## 別表 3

## 市民救援部

担当課	主な分担業務
地域政策課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住民組織との連絡調整に関すること。</li> <li>2. 所管施設等の被害状況調査及び緊急措置に関すること。</li> <li>3. 避難所の開設運営に関すること。</li> <li>4. 部内の連絡調整に関すること。</li> </ol>
地域安全課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交通機関との連絡調整及び交通状況の収集に関すること。</li> <li>2. 災害に伴う市民相談に関すること。</li> <li>3. 災害時の防犯、交通安全指導に関すること。</li> <li>4. 避難所の開設運営に関すること。</li> </ol>
人権・男女共同参画課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 避難所の開設運営に関すること。</li> <li>2. その他、災害の緊急措置に関すること。</li> </ol>
戸籍住民課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所管施設等の被害状況調査及び緊急措置に関すること。</li> <li>2. 避難所の開設運営に関すること。</li> </ol>

## 避難収容部

担当課	主な分担業務
教育総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所管施設等の被害状況調査及び緊急措置に関すること。</li> <li>2. 避難所の開設運営に関すること。</li> <li>3. 部内の連絡調整に関すること。</li> </ol>
学校安全課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所管施設等の被害状況調査及び緊急措置に関すること。</li> <li>2. 避難所の開設運営に関すること。</li> <li>3. 避難所の収容罹災者への救援物資の配分に関すること。</li> <li>4. 炊出しの応援に関すること。</li> <li>5. 部内の応援に関すること。</li> </ol>
教育指導課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公立小中学校の児童・生徒及び公立幼稚園時の救助、避難誘導及び収容に関すること。</li> <li>2. 災害による応急教育及び生徒に対する学用品の給付対策に関すること。</li> <li>3. 避難所の開設運営に関すること。</li> <li>4. 部内の応援に関すること。</li> </ol>
文化政策課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所管施設等の被害状況調査及び緊急措置に関すること。</li> <li>2. 避難所の開設運営に関すること。</li> <li>3. 避難所収容罹災者への救援物資の配分に関すること。</li> <li>4. 部内の連絡調整に関すること。</li> </ol>
生涯学習課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所管施設等の被害状況調査及び緊急措置に関すること。</li> <li>2. 避難所の開設運営に関すること。</li> <li>3. 避難所収容罹災者への救援物資の配分に関すること。</li> <li>4. 部内の応援に関すること。</li> </ol>
文化財課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所管施設等の被害状況調査及び緊急措置に関すること。</li> <li>2. 避難所の開設運営に関すること。</li> <li>3. 部内の応援に関すること。</li> </ol>
図書館	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所管施設等の被害状況調査及び緊急措置に関すること。</li> <li>2. 避難所の開設運営に関すること。</li> <li>3. 部内の応援に関すること。</li> </ol>
スポーツ課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所管施設等の被害状況調査及び緊急措置に関すること。</li> <li>2. 気象情報の収集、記録及び伝達に関すること。</li> <li>3. 避難所の開設運営に関すること。</li> <li>4. 避難所収容罹災者への救援物資の配分に関すること。</li> <li>5. 部内の応援に関すること。</li> </ol>

別表 3

担当課	主な分担業務
子育て政策課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象情報の収集、記録及び伝達に関すること。</li> <li>2. 浸水想定区域内等、危険区域内の災害時要援護者等の施設への情報伝達。</li> <li>3. 所管施設等の被害状況調査及び緊急措置に関すること。</li> <li>4. 避難所の開設運営に関すること。</li> <li>5. 部内の連絡調整に関すること。</li> </ol>
子ども青少年支援課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所管施設等の被害状況調査及び緊急措置に関すること。</li> <li>2. 避難所の開設運営に関すること。</li> <li>3. 部内の応援に関すること。</li> </ol>
保育課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所管施設等の被害状況調査及び緊急措置に関すること。</li> <li>2. 避難所の開設運営に関すること。</li> <li>3. 部内の応援に関すること。</li> </ol>
青少年課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 避難所の開設運営に関すること。</li> <li>2. 部内の応援に関すること。</li> </ol>

産業対策部

担当課	主な分担業務
産業政策課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所管施設等の被害状況調査及び緊急措置に関すること。</li> <li>2. 主要食料及びその他の救援物資の調達に関すること。</li> <li>3. 商工関係の被害状況調査に関すること。</li> <li>4. 部内の連絡調整に関すること。</li> </ol>
商業振興課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所管施設等の被害状況調査及び緊急措置に関すること。</li> <li>2. 部内の応援に関すること。</li> </ol>
観光課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所管施設の被害状況調査及び緊急措置に関すること。</li> </ol>
農政課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象情報の収集、記録及び伝達に関すること。</li> <li>2. ダム等の放流の受信、記録及び水門管理者等への連絡。</li> <li>3. 所管施設の被害状況調査及び緊急措置に関すること。</li> <li>4. 農業用水路、道路の被害状況調査に関すること。</li> <li>5. 農林畜産関係の被害状況調査に関すること。</li> <li>6. 耕地等農業施設の応急復旧及び湛水排除に関すること。</li> <li>7. 生鮮食品等の確保に関すること。</li> <li>8. 水防管理者が行う、危険区域における立ち退きの指示に関すること。</li> <li>9. その他、災害応急作業の実施に関すること。</li> </ol>
水産海浜課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象情報の収集、記録及び伝達に関すること。</li> <li>2. ダム等の放流の受信、記録及び漁協等への連絡。</li> <li>3. 所管施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。</li> <li>4. 漁船の避難指導に関すること。</li> <li>5. 生鮮食品等の確保に関すること。</li> <li>6. 応急対策用漁船の調達に関すること。</li> <li>7. 県、漁協等、関係機関との連絡調整。</li> </ol>
小田原城総合管理事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 小田原市災害対策本部分担業務を準用</li> </ol>

支援物資拠点部

担当課	主な分担業務
監査事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 小田原市災害対策本部分担業務を準用</li> </ol>
選挙管理委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 小田原市災害対策本部分担業務を準用</li> </ol>
農業委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 小田原市災害対策本部分担業務を準用</li> </ol>
事業課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 小田原市災害対策本部分担業務を準用</li> </ol>

### 小田原市水防本部動員基準表

- 1 水防警戒 1 号体制、水防警戒 2 号体制 水防非常配備体制時等の動員。
- 2 水防準備体制は、勤務時間外においては基本的に自宅待機等の体制であるが、水防に関する予警報等の受伝達及び必要な事前対策が行える体制とする。
- 3 消防部及び医療救援部（医療関係部門）の動員基準は別に定める。

令和 2 年 4 月 1 日現在

チーム	部 局 名	担当課	水防					備考
			準備	警戒 1 号	警戒 2 号	非常配備	総員	
本部事務局		防災対策課	10	10	10	10	10	
		秘書室		1	3	7	7	
		広報広聴課		2	5	12	12	
総括調整チーム	企画調整部	企画政策課			1	16	16	
		公共施設マネジメント課				5	5	
		職員課	1	1	6	17	17	育休・派遣職員等は除く
		情報システム課				8	8	
	総務調査部	総務課		1	4	16	16	
		財政課			4	9	9	
		管財課			4	21	21	
		契約検査課				11	11	
		市税総務課				25	25	
		市民税課				17	17	
		資産税課				29	29	
		出納室				7	7	
	市議会部	議会総務課		2	5	11	11	
復旧対策チーム	土木対策部	建設政策課		2	4	10	10	
		土木管理課		4	20	20	20	
		道水路整備課	3	29	33	33	33	
		みどり公園課			20	20	20	
		建築課			8	25	25	
	都市対策部	都市政策課			1	8	8	
		都市計画課				11	11	
		まちづくり交通課				13	13	
		建築指導課				15	15	
		開発審査課				8	8	
	下水道対策部	下水道総務課			1	13	13	
		下水道整備課			2	19	19	
	給水対策部	営業課				11	11	
		給水課				17	17	
		工務課				11	11	
		水質管理課		1	3	13	13	
	環境対策部	環境政策課				11	11	
		エネルギー政策推進課				4	4	
		環境保護課				21	21	
		環境事業センター				58	58	
消火救助チーム	消防部	消防総務課						
		予防課						
		警防計画課						
		救急課						
		情報司令課						
		小田原消防署 (消防課、警防第 1 課、警防第 2 課)						
		足柄消防署 (消防課、警防第 1 課、警防第 2 課)						

別表 4

福祉医療チーム	福祉救護部	福祉政策課		1	3	7	7	
		生活支援課			6	22	22	
		高齢介護課			6	19	19	育休・療休職員は除く
		障がい福祉課			7	7	12	
		保険課				12	17	
		健康づくり課			4	25	25	
医療救援部		経営管理課						
		病院再整備課						
		医事課						
		診療部						
		看護部						
被災者支援チーム	市民救援部	地域政策課	1	2	7	19	19	
		地域安全課				9	9	
		人権・男女共同参画課				5	5	
		戸籍住民課			3	47	47	応援職員1人を含む
	避難収容部	教育総務課		3	3	10	10	
		学校安全課	1	2	5	21	21	給食センター、共同調理場含む
		教育指導課（教育研究所含む）			10	46	46	幼稚園、教育支援センター含む
		文化政策課			2	22	22	
		生涯学習課			2	20	20	
		文化財課			2	14	14	
		図書館			3	14	14	育休職員等は除く
		スポーツ課			1	12	12	
		子育て政策課			2	9	9	
		子ども青少年支援課			2	14	14	育休職員等は除く
保育課				15	15	保育園含まない		
青少年課				7	7			
救援物資チーム	産業対策部	産業政策課			2	10	10	
		商業振興課				8	8	1名は6/1復職（動員3号）
		観光課				8	8	
		農政課	4	10	10	22	22	
		水産海浜課	4	6	7	10	10	
		小田原城総合管理事務所				14	14	
	支援物資拠点部	監査事務局				5	5	
		選挙管理委員会事務局				6	6	
		農業委員会事務局				6	6	
		事業課			3	10	10	
動員数	担当課	水防					人 (消防部、医療救援部の職員を除く)	
		準備	警戒1号	警戒2号	非常配備	非常配備		
		80	24	77	224	1,037	1,047	
本部		3	10	13	18	29	29	
総括調整チーム		13	1	4	24	192	192	
復旧対策チーム		20	3	36	92	341	341	
消火救助チーム		7	0	0	0	0	0	
福祉医療チーム		11	0	1	26	92	102	
被災者支援チーム		16	2	7	42	284	284	
救援物資チーム		10	8	16	22	99	99	

### 小田原市気象注意報・警報発表基準

令和元年 5 月 29 日現在  
発表官署 横浜地方気象台

警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	25		
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	110		
	洪水		流域雨量指数基準	狩川流域=24.2、仙了川流域=5、洞川流域=7.1、要定川流域=6.6、中村川流域=12.2、森戸川流域=10.3、山王川流域=14、早川流域=29.2、酒匂壠流域=6.1、坊所川流域=7.7		
			複合基準*1	仙了川流域=(12、4.5)、山王川流域=(24、12.6)		
			指定河川洪水予報による基準	酒匂川 [松田・富士道橋]		
	暴風		平均風速	陸上	25m/s	
				海上	25m/s	
	暴風雪		平均風速	陸上	25m/s 雪を伴う	
				海上	25m/s 雪を伴う	
	大雪		降雪の深さ	山地	12時間降雪の深さ30cm	
			平地	12時間降雪の深さ10cm		
波浪		有義波高	5.0m			
高潮		潮位	1.3m			
注意報	大雨		表面雨量指数基準	15		
			土壌雨量指数基準	66		
	洪水		流域雨量指数基準	狩川流域=19.3、仙了川流域=4、洞川流域=5.7、要定川流域=5.3、中村川流域=9.8、森戸川流域=8.2、山王川流域=11.2、早川流域=23.3、酒匂壠流域=4.8、坊所川流域=6.1		
			複合基準*1	仙了川流域=(8、4)、洞川流域=(8、5.7)、山王川流域=(13、9)		
			指定河川洪水予報による基準	酒匂川 [富士道橋]		
	強風		平均風速	陸上	12m/s	
				海上	12m/s	
	風雪		平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う	
				海上	12m/s 雪を伴う	
	大雪		降雪の深さ	山地	12時間降雪の深さ10cm	
				平地	12時間降雪の深さ5cm	
	波浪		有義波高	2.5m		
	高潮		潮位	1.1m		
	雷		落雷等により被害が予想される場合			
	融雪					
	濃霧		視程	陸上	100m	
				海上	500m	
	乾燥		最小湿度35%	実効湿度55%		
	なだれ					
低温		夏期：最低気温16℃以下が数日継続 冬期：最低気温-5℃以下				
霜		最低気温4℃以下 発表期間は原則として4月1日～5月20日				
着氷・着雪		著しい着氷(雪)が予想される場合				
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	100mm		

\*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

〔凡例〕

- ・平坦地：概ね傾斜が 30 パーセント以下で、都市化率が 25 パーセント以上の地域
- ・平坦地以外：上記以外の地域
- ・山地：標高 500m以上の地域
- ・平地：山地以外の地域

横浜地方気象台

<http://www.jma-net.go.jp/yokohama/>

## 津波に関する情報の種類及び発表基準

## 津波警報・注意報の種類

	予想される津波の高さ		とるべき行動	想定される被害
	数値での発表	巨大地震の場合の表現		
大津波 警報	10m 超 (10m<高さ)	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難。津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。
	10m (5m<高さ≤10m)			
	5m (3m<高さ≤5m)			
津波 警報	3m (1m<高さ≤3m)	高い		標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。
津波 注意報	1m (20cm≤高さ≤1m)	(表記しない)	海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	海の中では人は速い流れに巻き込まれる。養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。

## 津波情報の種類

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。

## 津波予報

発表される場合	内容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

別表 7

## 水 防 警 報

種類	待機 ・ 準備 ・ 出動 ・ 解除									
発表 河川		基準水位観測所		第 号						
日時	年 月 日 時 分 神奈川県 水防本部発表 水防支部発表									
番号	発 表 内 容									
1	(①流域) (②地点) の雨量は、 日 時 分までに mm です。									
2	の水位は、 日 時 分 現在 m です。									
3	では <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding: 0 10px;">                 ①水防団待機水位                  ②氾濫注意水位             </td> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> </table> <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding: 0 10px;">                 ③を上回りました。                  ④を上回る恐れがあります。                  ⑤程度です。                  ⑥を下回る見込みです。                  ⑦を下回りました。             </td> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> </table>				{	①水防団待機水位 ②氾濫注意水位	}	{	③を上回りました。 ④を上回る恐れがあります。 ⑤程度です。 ⑥を下回る見込みです。 ⑦を下回りました。	}
{	①水防団待機水位 ②氾濫注意水位	}								
{	③を上回りました。 ④を上回る恐れがあります。 ⑤程度です。 ⑥を下回る見込みです。 ⑦を下回りました。	}								
4	水防管理者は水防機関を、 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding: 0 10px;">                 ①待機                  ②準備                  ③出動             </td> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> </table> させてください。				{	①待機 ②準備 ③出動	}			
{	①待機 ②準備 ③出動	}								
5	水防管理者は、水防機関の巡視員を現地に残し、水防機関を待機させて差しつかえありません。									
6	水防警報を解除します。									
7	の水位は、 日 時には m 程度と予想されます。									
8										

水 防 警 報

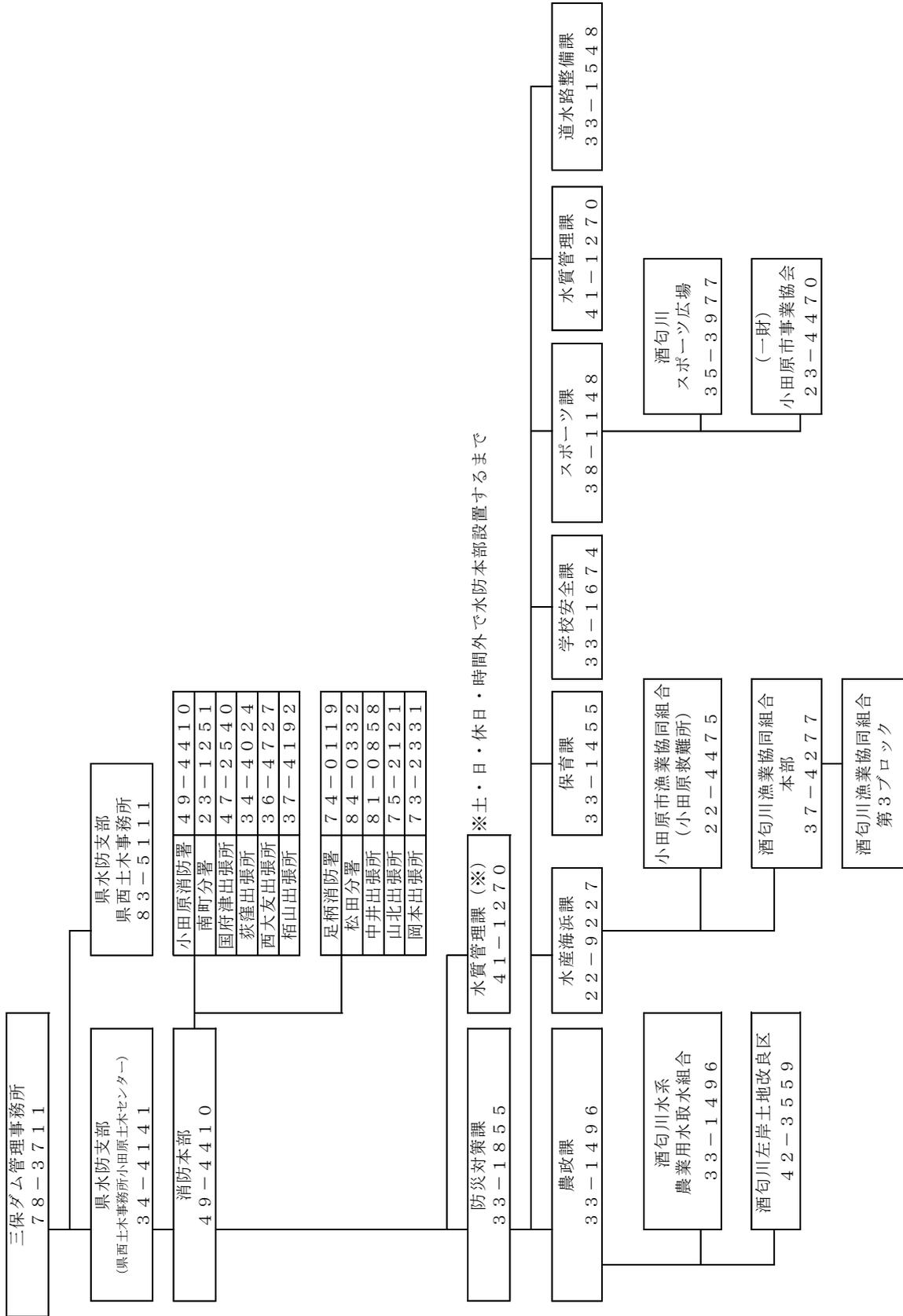
種類	指 示 ・ 情 報		
発表 河川		基準水位観測所	第 号
日時	年 月 日 時 分 神奈川県 水防本部発表 水防支部発表		
番号	発 表 内 容		
1	( ①流域 ②地点 ) の雨量は、 日 時 分までに mm です。		
2	の水位は、 日 時 分 現在 m です。		
3	の水位は、 日 時 分に ( ①氾濫注意水位 ②最高水位 _____m ) ( ③に達し ④を越え ⑤を下回り ) ました。		
4	の水位は ( ①1時間に _____cm 程度上昇して ②平衡状態が続いて ③1時間に _____cm 程度下がって ) います。		
5	の水位は、 日 時に m 程度と予想されます。		
6	上流 日 時 分に の水位は、 ( ①氾濫注意水位 (警戒水位) ②最高水位 _____m ) ( ③に達し ④を越え ⑤を下回り ) ました。		
7	地先の ( ①堤防 ②堤防の居住側 ③無堤地 ④ _____ ) に ( ⑤漏水 ⑥亀裂 ⑦深掘れ ⑧堤防斜面の崩れ⑨護岸崩壊 ⑩堤防の決壊 ⑪越水 (水が溢れる) ⑫浸水 ⑬ _____ ) が発生 ( ⑭する恐れが あります。 ⑮しました。 )		
8	水防管理者は、水防機関に厳重な警戒をさせてください。		
9	水防管理者は水防機関の、出動体制を強化し、水防工法を行わせてください。		
10			

別表 9

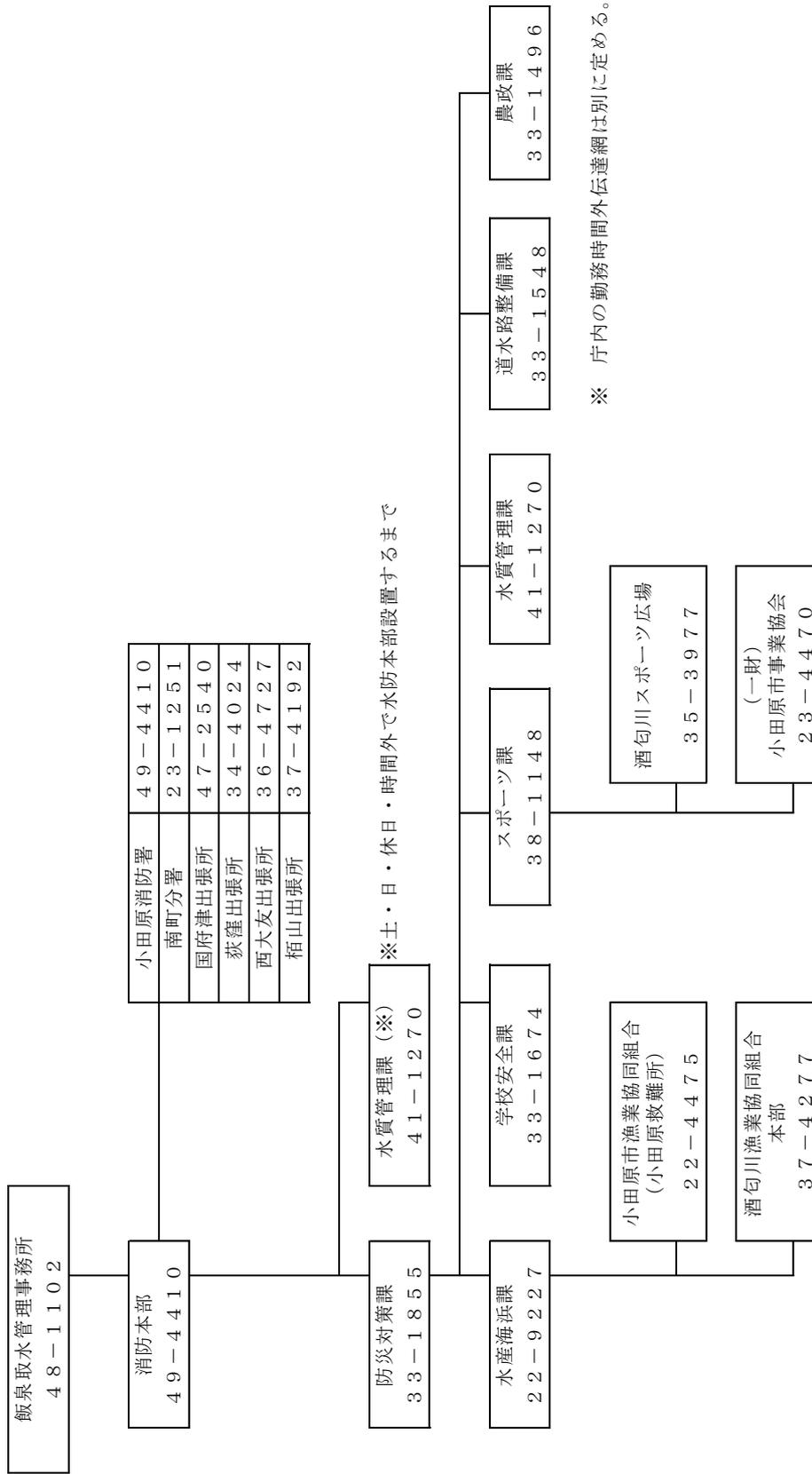
## 水 防 警 報

種類	待 機 ・ 準 備 ・ 出 動 ・ 解 除	
発表 海岸	海岸	第 号
日時	年 月 日 時 分 神奈川県西土木事務所 小田原土木センター水防支部発表	
番号	発 表 内 容	
1	〔 高潮 波浪 〕 警報が、 日 時 分に発表されています。	
2	水防管理者は、水防機関を出動させてください。	
3	水防警報を解除します。	

三保ダム放流通報連絡系統図

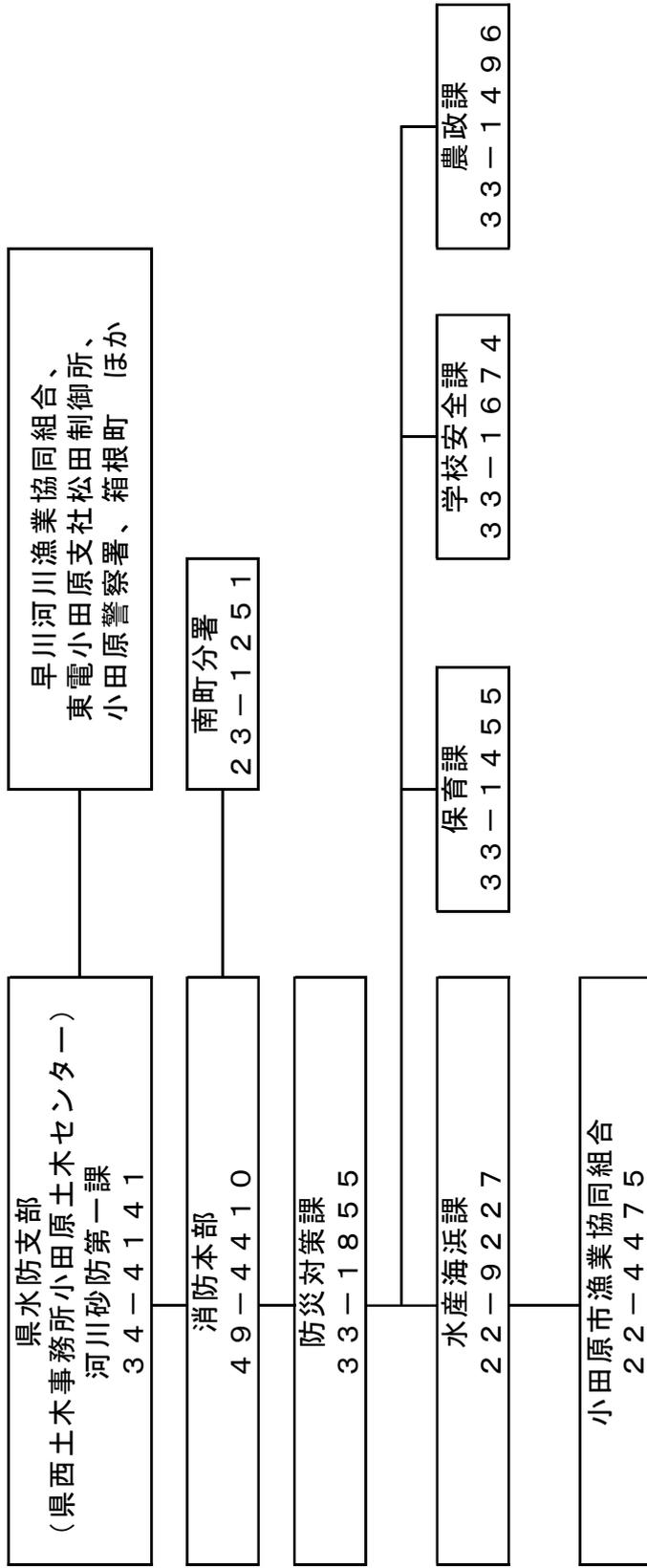


飯泉取水ぜき洪水及び出水時連絡系統図



※ 庁内の勤務時間外伝達網は別に定める。

芦の湖（湖尻水門）放流通報連絡系統図



※ 庁内の勤務時間外伝達網は別に定める。

酒匂川における河川利用者への情報伝達網



※ 庁内の勤務時間外伝達網は別に定める。

## 水位観測所・量水標一覧表

○・・・基準水位観測所（各水防支部水防警報発表）

◎・・・基準水位観測所（水防本部水防警報発表）

（単位：m）

河川名	観測所名	位置	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	量水標管理者		カメラ
酒匂川	富士道橋	中曾根	1.10	1.40	2.40	2.90	県土整備局 (テレメーター)	◎	○
酒匂川	飯泉取水堰	飯泉	-	-	-	-	水道企業団 (テレメーター)		
狩川	狩川	蓮正寺	1.30	2.60	4.05	4.40	企業庁 (テレメーター)	○	○
山王川	東洋橋	久野	0.80	1.30	1.30	1.40	県土整備局 (テレメーター)	○	○
山王川	山王橋	浜町	1.10	1.50			県土整備局 (量水標)		
早川	大窪橋	早川	2.40	2.90	3.10	3.25	県土整備局 (テレメーター)	○	○
中村川	坂呂橋	小竹	1.05	1.40	1.75	2.10	県土整備局 (テレメーター)	○	○
仙了川	柳新田	柳新田	1.10	1.30			県土整備局 (量水標)		
森戸川	富士見橋	国府津	3.85	4.30	4.30	4.45	県土整備局 (テレメーター)	○	○

参考：令和2年度神奈川県水防計画（令和2年4月）

## 気象観測機器等一覧

令和2年4月1日現在

種別 設置場所	平均風速	瞬間風位計測	風向計	雨量計	気圧計	乾湿計	温度計
消防本部	1	1	1	1	1	1	1
南町分署	1	1	1	1	1	1	1
栢山出張所				1			
足柄署	1	1	1	1	1	1	1
市役所	1 環		1 環				1 環
計	4	3	4	4	3	3	4

環 環境保護課 防 防災対策課

## 参考 気象情報アドレス

- 1 神奈川県雨量水位情報  
[http://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web\\_general/suibou\\_joho/index.html](http://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_general/suibou_joho/index.html)
- 2 神奈川県土砂災害情報ポータル  
<http://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>
- 3 小田原市防災気象情報  
<http://www.micosfit.jp/odawara.city/>

## 重要水防箇所（河川）一覧

（令和 2 年度神奈川県水防計画）

## 県西土木事務所水防支部

河川名	図面対象番号	重要度		左・右岸の別	地先名	延長(m)	重要な理由
		種別	階級				
酒匂川	①	堤防高	B	右	栢山	340	流下能力不足
酒匂川	②	堤防高	B	右	曾比	200	流下能力不足
酒匂川	③	堤防高	B	右	曾比	200	流下能力不足
酒匂川	④	漏水	B	左	足柄上郡大井町金手	800	漏水発生の恐れ
計						1,540	

## 県西土木事務所小田原土木センター水防支部

河川名	図面対象番号	重要度		左・右岸の別	地先名	延長(m)	重要な理由
		種別	階級				
酒匂川	①	堤防強度	B	左	西酒匂一丁目	280	すべり発生の恐れ
酒匂川	②	堤防高	B	左	飯泉	400	堤防高不足 流下能力不足
酒匂川	③	堤防高	B	左	飯泉	200	流下能力不足
酒匂川	④	堤防強度	B	右	中曾根	200	すべり発生の恐れ
酒匂川	⑤	漏水	B	左	桑原～鬼柳	1,000	漏水発生の恐れ
酒匂川	⑥	漏水	B	右	栢山	130	漏水発生の恐れ
酒匂川	⑦	漏水	B	左	鬼柳	200	漏水発生の恐れ
計						2,410	
狩川	①	堤防強度 漏水	B B	右	穴部新田	300	すべり発生の恐れ 漏水発生の恐れ
狩川	②	漏水	B	右	穴部新田～清水新田	1,000	漏水発生の恐れ
狩川	③	堤防強度	B	右	清水新田～飯田岡	500	すべり発生の恐れ
狩川	④	堤防強度 漏水	B B	右	小台～南足柄市沼田	300	すべり発生の恐れ 漏水発生の恐れ

別表 1 6

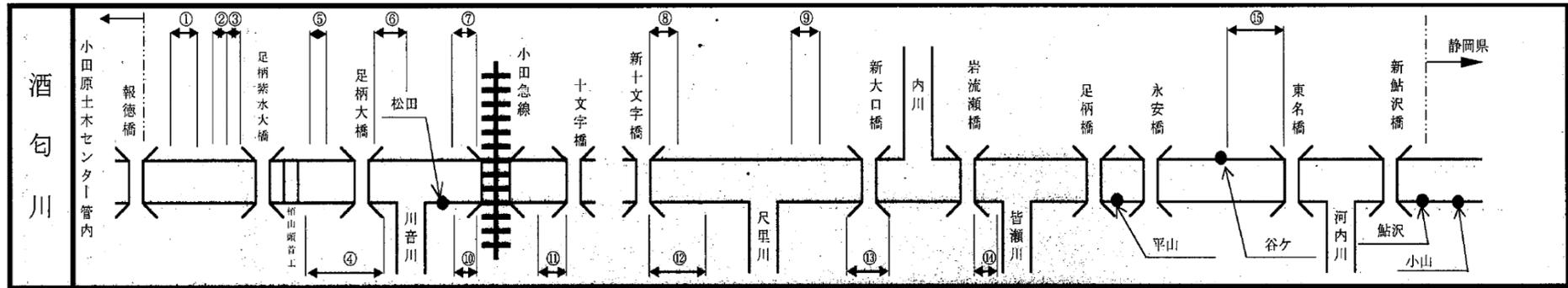
河川名	図面対象番号	重要度		左・右岸の別	地先名	延長(m)	重要な理由
		種別	階級				
狩川	⑤	堤防強度	B	左	多古～蓮正寺	970	すべり発生の恐れ
狩川	⑥	堤防高 堤防強度	B B	左	蓮正寺	30	堤防高不足 すべり発生の恐れ
狩川	⑦	堤防強度	B	左	蓮正寺～清水新田	450	すべり発生の恐れ
狩川	⑧	堤防高 堤防強度	B B	左	清水新田	50	堤防高不足 すべり発生の恐れ
狩川	⑨	堤防強度	B	左	清水新田～新屋	1,400	すべり発生の恐れ
計						5,000	
仙了川	①	漏水	B	左	清水新田	400	漏水発生の恐れ
仙了川	②	堤防強度 漏水	B B	右	清水新田	500	すべり発生の恐れ 漏水発生の恐れ
仙了川	③	堤防高	A	左	栢山～曾比	1,800	流下能力不足
仙了川	④	堤防高	A	右	栢山～曾比	1,800	流下能力不足
計						4,500	
中村川	①	堤防強度 漏水	B	左	小竹	400	すべり発生の恐れ 漏水発生の恐れ
計						400	
森戸川	①	堤防高	B	左	国府津～田島	960	流下能力不足
森戸川	②	堤防高	B	右	国府津～田島	960	流下能力不足
森戸川	③	工作物	B	左	国府津	1箇所	流下能力不足 第1森戸橋
森戸川	④	工作物	B	右	国府津	1箇所	流下能力不足 第1森戸橋
計						1,920 2箇所	
山王川	①	堤防高	A	左	扇町3丁目～久野	1,660	流下能力不足
山王川	②	堤防高	A	右	扇町1丁目～久野	1,660	流下能力不足
山王川	③	工作物	A	左	扇町3丁目	1箇所	流下能力不足 小田急鉄道橋梁
山王川	④	工作物	A	右	扇町1丁目	1箇所	流下能力不足 小田急鉄道橋梁
山王川	⑤	工作物	A	左	井細田・久野	1箇所	流下能力不足 西耕地橋

別表 1 6

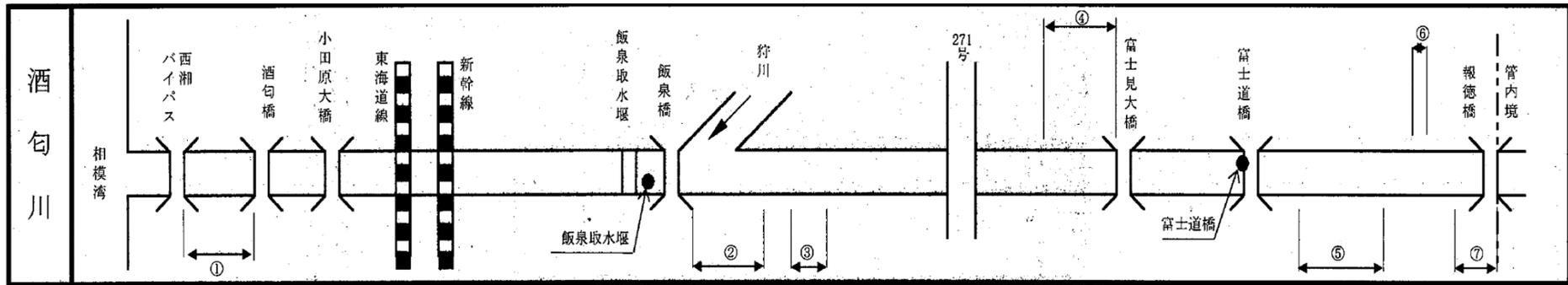
河川名	図面対象番号	重要度		左・右岸の別	地先名	延長(m)	重要な理由
		種別	階級				
山王川	⑥	工作物	A	右	井細田・久野	1 箇所	流下能力不足 西耕地橋
山王川	⑦	工作物	A	左	久野	1 箇所	流下能力不足 神山橋
山王川	⑧	工作物	A	右	久野	1 箇所	流下能力不足 神山橋
山王川	⑨	工作物	A	左	久野	1 箇所	流下能力不足 協和橋
山王川	⑩	工作物	A	右	久野	1 箇所	流下能力不足 協和橋
山王川	⑪	工作物	A	左	久野	1 箇所	流下能力不足 星山橋
山王川	⑫	工作物	A	右	久野	1 箇所	流下能力不足 星山橋
計						3,320 10 箇所	

別表 1 6

県西土木事務所水防支部



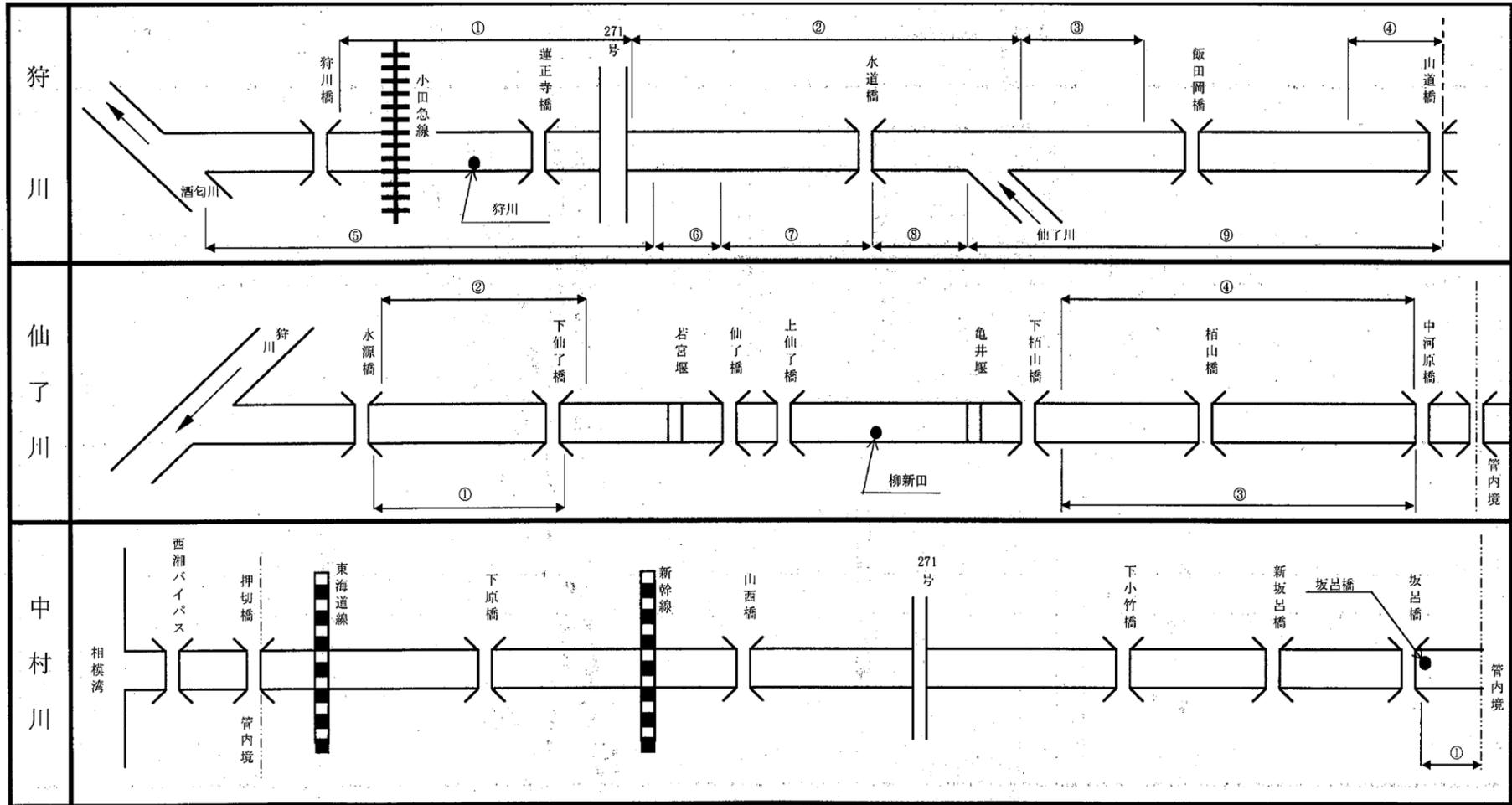
県西土木事務所小田原土木センター水防支部



別表 16

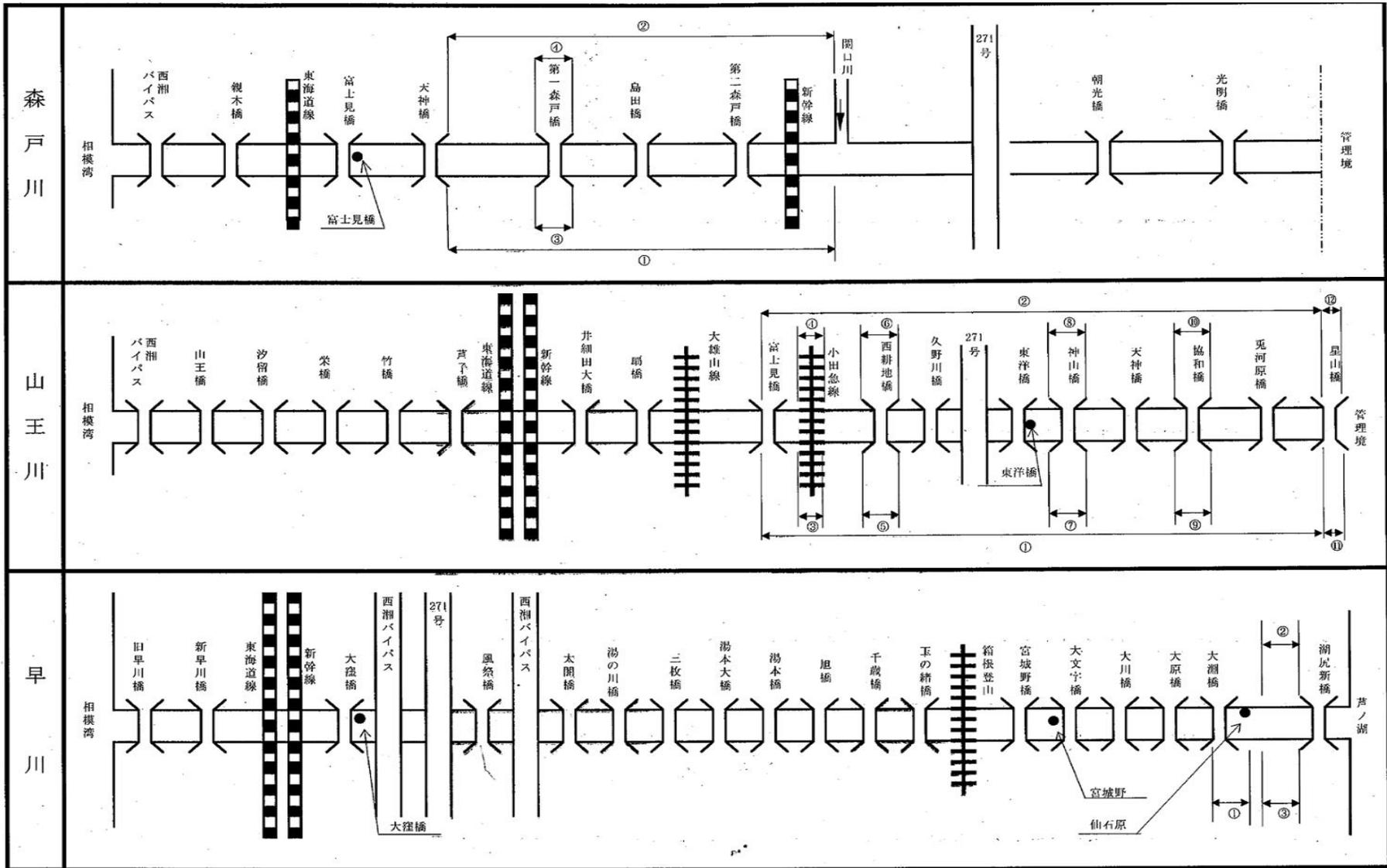
県西土木事務所小田原土木センター水防支部

資料 30



別表 1 6

資料 31

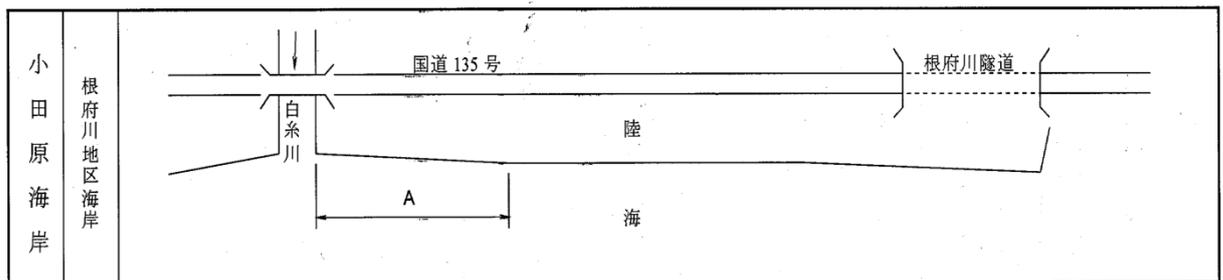
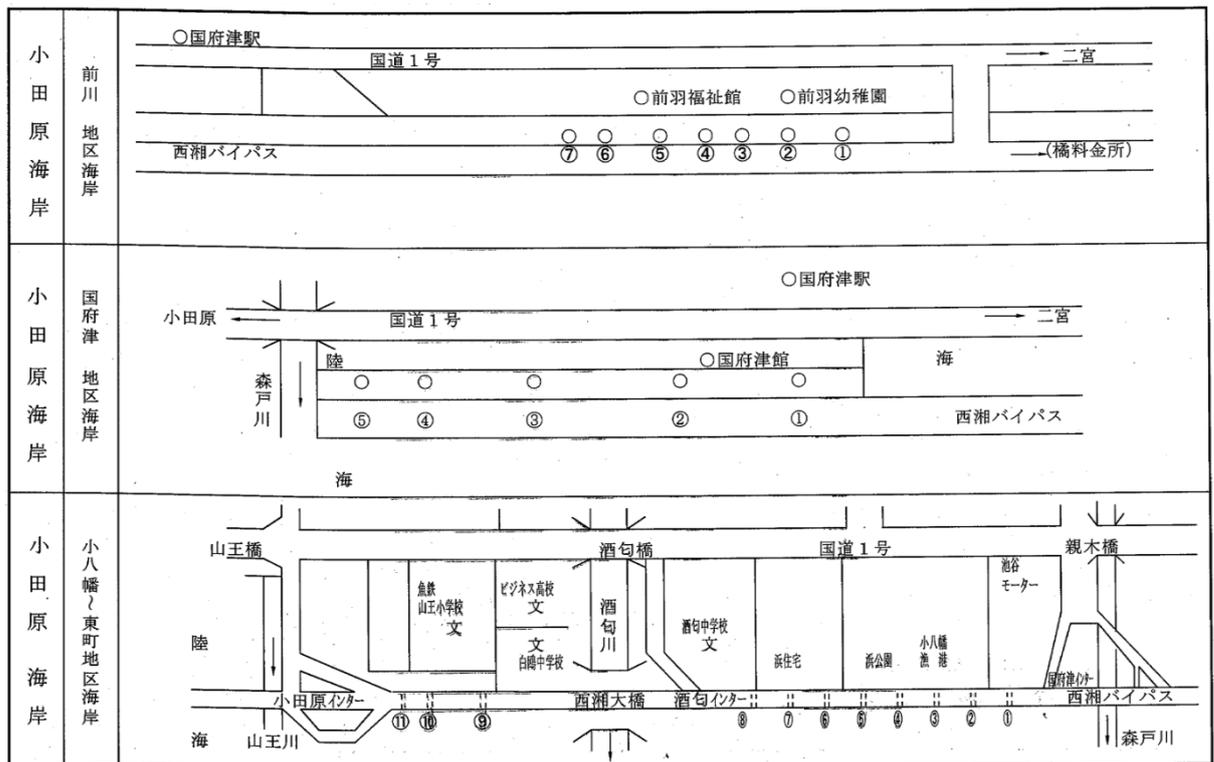


重要水防箇所（海岸）一覽

（令和 2 年度神奈川県水防計画）

海岸名	図面対象番号	重要度		地先名	延長 (m)	重要な理由	水防管理団体名
		種別	階級				
小田原 (前川)	①～ ⑦	工作物	A	前川	7箇所 (19.1)	防潮門扉要操作	小田原市
小田原 (国府津)	①～ ⑤	工作物	A	国府津	5箇所 (11.5)	防潮門扉要操作	〃
小田原 (小八幡～東町)	①～ ⑪	工作物	A	小八幡 ～東町	11箇所 (25.0)	防潮門扉要操作	〃
小田原 (根府川)	①	堤防高	B	根府川	210	堤防高不足	〃

県西土木事務所小田原土木センター水防支部



## 重要水防区域（河川）重要度評定基準

重要度		評定基準
種別	階級	
堤防高	A	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所
	B	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所
堤防断面	A	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所
	B	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所
堤防強度 （法崩れ・すべり）	A	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施行の箇所
	B	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施行の箇所 法崩れ又はすべりの実績がないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施行の箇所
漏水	A	漏水の履歴があるが、その対策が未施行の箇所
	B	漏水の履歴があり、その対策が暫定施行の箇所 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施行の箇所
水衝・洗堀	A	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施行の箇所 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施行の箇所 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施行の箇所
	B	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗堀されているが、その対策が未施行の箇所
工作物	A	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善計画が必要な堰、橋梁、樋管、その他の工作物の設置されている箇所 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所
	B	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所
工事施工	要留意区間	出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所
新堤防・破堤跡・旧川跡	要留意区間	新堤防で築造後3年以内の箇所 破堤跡又は旧川跡の箇所
陸閘・防潮扉	要留意区間	陸閘、防潮扉が設置されている箇所
	重点区間	水防活動上の必要性に応じて、特に水防時に重点的に巡視すべき区間

※ 階級 A とは「水防上最も重要な区間」、B とは「水防上重要な区間」を言う。

暫定区間を定めて改修を進めている河川にあつては、計画高水流量を暫定計画高水流量と読み替える。

## 洪水浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧

令和2年4月1日現在

対象河川	番号	施設名	所在地	施設分類
酒匂川	1	SOMPOケアラヴィーレ小田原	南鴨宮 2-20-1	老人福祉施設等
	2	SOMPOケアラヴィーレ小田原式番館	南鴨宮 3-20-2	老人福祉施設等
	3	西湘グループホーム えん 西湘ケアホーム えん	飯泉 1070-1	老人福祉施設等
	4	ココファンメゾン小田原	成田 707-6	老人福祉施設等
	5	グループホーム第1あさ (GH)	成田 929-2	グループホーム (障がい者)
	6	グループホーム第2あさ (GH)	成田 928	グループホーム (障がい者)
	7	グループホーム第3あさ (GH)	成田 928	グループホーム (障がい者)
	8	かもめホーム (GH)	酒匂 3-1-15	グループホーム (障がい者)
	9	ニチイケアセンターこゆるぎ	成田 482-2	老人福祉施設等
	10	イリーゼグループホーム 小田原鴨宮	南鴨宮 2-8-29	老人福祉施設等
	11	ホームステーション らいふ小田原	東町 5-13-44	老人福祉施設等
	12	第3かもめホーム (GH)	西酒匂 2-1-12	グループホーム (障がい者)
	13	すずろ蓮笑亭デイサービス	蓮正寺 435	老人福祉施設等
	14	ふらっと	堀之内 253-1	老人福祉施設等
	15	HSAデイサービス めだかの学校 五百羅漢	扇町 5-11-21	老人福祉施設等
	16	HSAデイサービス めだかの学校 桑原	桑原 34-4	老人福祉施設等
	17	HSAデイサービス めだかの学校 飯泉	飯泉 1203-8	老人福祉施設等
	18	潤生園 みんなの家 はくさん	扇町 3-26-28	老人福祉施設等
	19	吉田整形外科 温泉介護リハビリ 仁泉	扇町 4-7-15	老人福祉施設等
	20	奏 (かなで)	東町 1-18-9	老人福祉施設等
	21	デイサービスセンター翔	東町 1-29-22	老人福祉施設等
	22	ニコニコハウス東町	東町 5-2-8	老人福祉施設等
	23	介護予防 シニアサロンあなべ	穴部 557	老人福祉施設等
	24	たすけあい小田原	鬼柳 19-1	老人福祉施設等
	25	潤生園 やすらぎの家栢山	曾比 1799	老人福祉施設等
	26	デイサービス「ひまわり」	曾比 1957	老人福祉施設等
	27	ニチイケアセンター小田原	曾比 3170-2	老人福祉施設等
	28	ニコニコハウス 栢山	栢山 152-1	老人福祉施設等
	29	ほうとく	栢山 3283-5	老人福祉施設等
	30	潤生園 みんなの家 ほりのうち通所介護	堀之内 7-1	老人福祉施設等
	31	機能訓練特化型デイサービス 楽動	飯田岡 51-1-2	老人福祉施設等
	32	だんらんの家 富水	飯田岡 130-3	老人福祉施設等
	33	ニコニコハウス 飯田岡	飯田岡 217-2	老人福祉施設等

別表 19

酒匂川	34	ニチイケアセンター西湘	成田 222-1	老人福祉施設等
	35	潤生園 やすらぎの家 豊川	成田 718	老人福祉施設等
	36	デイサービスセンター 大楽 小田原	飯泉 8-3	老人福祉施設等
	37	ツクイ小田原	飯泉 1432-1	老人福祉施設等
	38	デイサービスもみの木	蓮正寺 131	老人福祉施設等
	39	ココファン元気オアシスほたるだ	蓮正寺 194-3	老人福祉施設等
	40	潤生園 やすらぎの家 富水	蓮正寺 871-3	老人福祉施設等
	41	潤生園 みんなの家 ほたるだ	蓮正寺 994	老人福祉施設等
	42	茶話本舗デイサービス小田原ほたるだ	中曽根 321-6	老人福祉施設等
	43	潤生園 やすらぎの家 南鴨宮	南鴨宮 1-11-19	老人福祉施設等
	44	活粋楽笑 FUKUMOTO	南鴨宮 3-12-8	老人福祉施設等
	45	エール リハビリステーション	南鴨宮 3-19-13	老人福祉施設等
	46	わかがえる	南鴨宮 3-35-25	老人福祉施設等
	47	グループホームめろでいー	酒匂 1399-1	老人福祉施設等
	48	小田原市鴨宮ケアセンター	南鴨宮 2-27-19	老人福祉施設等
	49	看護小規模多機能型居宅介護施設 たんぼぼ	南鴨宮 3-40-1	老人福祉施設等
	50	歩くりハビリデイサービス スマ歩クラブ	鴨宮 622-1	老人福祉施設等
	51	デイサービスおはな	栢山 3131	老人福祉施設等
	52	ファミリー・ホスピスデイ鴨宮	西酒匂 2-5-10	老人福祉施設等
	53	デイサービス七福なるだ	成田 131-1	老人福祉施設等
	54	デイサービス福寿おだわら堀之内	堀之内 10-5	老人福祉施設等
	55	第2かもめホーム(GH)	飯田岡 67-5	グループホーム(障がい者)
	56	小田原アシスト	東町 4-11-2	障がい者施設(通所)
	57	第2小田原アシスト	東町 4-4-5	障がい者施設(通所)
	58	第3小田原アシスト	東町 1-32-20	障がい者施設(通所)
	59	小田原スプリングス	東町 4-1-11	障がい者施設(通所)
	60	ありんこホームふじみ	南鴨宮 3-6-11	障がい者施設(通所)
	61	第三かもめの家作業所	堀之内 144-3	障がい者施設(通所)
	62	おりーぶ	鬼柳 733-2	障がい者施設(通所)
	63	障害者地域作業所ゆう	東町 1-32-29	障がい者施設(通所)
	64	小田原なぎさ作業所	南鴨宮 3-16-20	障がい者施設(通所)
	65	農業ステーション	鬼柳 311	障がい者施設(通所)
	66	ふらっと	堀之内 253-1	障がい者施設(通所)
	67	第一せせらぎの杜	蓮正寺 827-1	障がい者施設(通所)
68	笑和工房	蓮正寺 435	障がい者施設(通所)	

別表 19

酒匂川	69	こころね	穴部 547-2	障がい者施設(通所)
	70	こはるび学園	栢山 592-2-105	障がい児施設(通所)
	71	ファミリーサポートすずろ蓮笑亭	蓮正寺 435	障がい児施設(通所)
	72	エイチ・エス・エー秘密基地	扇町 5-11-21	障がい児施設(通所)
	73	ひまわりの家	飯泉 1203-8	障がい児施設(通所)
	74	ぐれーぷ	桑原 34-4	障がい児施設(通所)
	75	J O Y ヴィレッジ小田原校	成田 656-6	障がい児施設(通所)
	76	ふぁみーる かのん さード(GH)	酒匂 2-38-55-3	グループホーム(障がい者)
	77	ありんこホーム すまいる(GH)	南鴨宮 1-14-27	グループホーム(障がい者)
	78	(福)泉会 たんぼぼの家	飯田岡 454	児童福祉施設
	79	五百羅漢保育園	扇町 5-7-35	児童福祉施設
	80	中島保育園	中町 2-13-48	児童福祉施設
	81	サンライズキッズ保育園小田原園	曾比 1755-1	児童福祉施設
	82	桜井保育園	曾比 2153-2	児童福祉施設
	83	富水保育園	栢山 1946	児童福祉施設
	84	保育園 大地	堀之内 458	児童福祉施設
	85	こひつじ学園(保育部)	飯田岡 336	児童福祉施設
	86	豊川保育園	成田 654-5	児童福祉施設
	87	保育所モナミ桑原園	成田 794-2	児童福祉施設
	88	お花畑保育園	南鴨宮 3-23-24	児童福祉施設
	89	豊川すずらん保育園	成田 646-3	児童福祉施設
	90	東富水小学校	中曾根 359	学校施設等
	91	豊川小学校	成田 530-1	学校施設等
	92	富士見小学校	南鴨宮 3-25-1	学校施設等
93	東富水幼稚園	中曾根 355-5	学校施設等	
酒匂川 狩川	94	潤生園在宅介護総合センターれんげの里 通所介護・短期入所生活介護	蓮正寺 997-1	老人福祉施設等
	95	ココファンレジデンス小田原	蓮正寺 102-2	老人福祉施設等
	96	グループホーム“悠久”ほたるだ	蓮正寺 347-2	老人福祉施設等
	97	クルールⅠ(GH) クルールⅡ(GH)	蓮正寺 869-3	グループホーム(障がい者)
	98	ポプラの家(GH)	蓮正寺 204-1	グループホーム(障がい者)
	99	あずさの家(GH・短期)	蓮正寺 206	グループホーム(障がい者)
	100	ふぁみーる かのん(GH)	蓮正寺 795-6	グループホーム(障がい者)
	101	梅香園	蓮正寺 647-5	障がい者施設(通所)
	102	りんごの木	多古 326-9	障がい児施設(通所)
	103	クルールⅢ(GH)	蓮正寺 869-1	グループホーム(障がい者)

別表 19

酒匂川	104	わたくも(GH)	蓮正寺 204-8	グループホーム(障がい者)
狩川	105	ふぁみーる かのん せかんど(GH)	蓮正寺 783-8	グループホーム(障がい者)
狩川	106	グループホームはーもにー	北ノ窪 395-1	老人福祉施設等
	107	第2 沼田荘(GH)	北ノ窪 519-4	グループホーム(障がい者)
	108	メルシーボク(GH)	穴部 423-32	グループホーム(障がい者)
酒匂川 仙了川	109	介護老人保健施設 葵の園・小田原	曾比 1350	老人福祉施設等
	110	小田原・あおい ホームケアサービス	曾比 1350	老人福祉施設等
	111	わかば会栢山寮(GH)	栢山 2816-1	グループホーム(障がい者)
	112	報徳保育園	栢山 880	児童福祉施設
	113	桜井小学校	曾比 1943	学校施設等
	114	報徳小学校	小台 405	学校施設等
	115	城北中学校	栢山 2888	学校施設等
酒匂川 山王川	116	報徳幼稚園	柳新田 129-3	学校施設等
	117	グループホームローズハウス	寿町 4-14-19	老人福祉施設等
	118	夢門塾扇町	扇町 1-13-39	障がい児施設(通所)
	119	ありんこホーム	浜町 4-29-1	障がい者施設(通所)
	120	第2 ありんこホーム	扇町 2-31-5	障がい者施設(通所)
山王川	121	第二せせらぎの杜	中町 3-5-10	障がい者施設(通所)
	122	湘南ふれあいの園 小田原	栄町 3-10-24	老人福祉施設等
	123	介護付有料老人ホーム慶愛苑小田原	扇町 1-38-22	老人福祉施設等
	124	ツクイ・サンシャイン小田原	荻窪 285-3	老人福祉施設等
	125	デンマーク I N N 小田原	久野 13-1	老人福祉施設等
	126	愛の家グループホーム小田原久野	久野 169-2	老人福祉施設等
	127	We l l	久野 469	障がい児施設(通所)
	128	小田原ひかり	久野 849-10	障がい児施設(通所)
	129	小田原市障害児通園施設 つくしんぼ教室	久野 115-2	障がい児施設(通所)
	130	放課後等デイサービスおんぷ	久野 700-2	障がい児施設(通所)
	131	新玉小学校	浜町 2-1-20	学校施設等
	132	足柄小学校	扇町 3-21-7	学校施設等
	133	町田小学校	寿町 2-7-25	学校施設等
酒匂川 山王川 狩川	134	足柄保育園	扇町 2-17-2	児童福祉施設
	135	山王保育園	東町 1-30-30	児童福祉施設
酒匂川 狩川 仙了川	136	螢田愛児園	蓮正寺 783	児童福祉施設
	137	富水小学校	飯田岡 481	学校施設等
	138	泉中学校	飯田岡 22	学校施設等

別表 19

森戸川	139	ルビーセンター ルビーホーム	曾我光海 2-1	老人福祉施設等
	140	永耕園	曾我岸 148	障がい者施設(入・通所)
	141	光海学園	曾我岸 148	障がい児施設(入・通所)
	142	積善会曾我病院	曾我岸 148	診療所
	143	ほうゆう館	千代 358-1	障がい者施設(通所)
	144	あすなろ(GH)	千代 303-2	グループホーム(障がい者)
	145	国府津小学校	国府津 2485	学校施設等
	146	国府津中学校	国府津 2372	学校施設等

## 土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設一覧

令和 2 年 4 月 1 日現在

番号	施設名	所在地	施設分類
1	介護老人福祉施設西湘老人ホーム	早川 853	老人福祉施設等
2	西湘診療所	早川 853	診療所
3	長寿園	入生田 475	老人福祉施設等
4	長寿園診療所	入生田 475	診療所
5	クレヨンの森保育園	板橋 544	児童福祉施設
6	たんぼぼ保育園	府川 139-2	児童福祉施設
7	城前寺保育園	曾我谷津 592	児童福祉施設
8	石井歯科クリニック	田島 1162-10	診療所
9	よるべ沼代	沼代 865-1	障がい者施設(入・通所)
10	特別養護老人ホーム 潤生園	穴部 377	老人福祉施設等
11	窪倉神経更生院	久野 237	診療所
12	独立行政法人 国立病院機構箱根病院	風祭 563	診療所
13	竹の子学園	府川 752	障がい者施設(入・通所)
14	早川高齢者ふれあいセンター	早川 853	老人福祉施設等
15	陽光の園介護サービスセンター	入生田 475	老人福祉施設等
16	介護老人福祉施設 陽光の園	入生田 475	老人福祉施設等
17	箱根山荘	入生田 475	老人福祉施設等
18	潤生園高齢者総合サービスセンター	穴部 377	老人福祉施設等
19	特別養護老人ホーム いこい	久野 4406-1	老人福祉施設等
20	太陽の門 重症心身障害児(者)施設	風祭 563	障がい者施設(入・通所)
21	潤生園 よりあいどころ田島	田島 1205	老人福祉施設等
22	潤生園 やすらぎの家 田島	田島 1205	老人福祉施設等
23	川瀬薬局	国府津 1992	
24	特別養護老人ホームいこい医務室	久野 4406-1	診療所
25	社会福祉法人東洋会 たちばなの里医務室	小船 213-1	診療所
26	特別養護老人ホーム 陽光の園医務室	入生田 475	診療所
27	軽費老人ホーム 箱根山荘医務室	入生田 475	診療所
28	厚生労働省第二共済組合 箱根病院診療部	風祭 412	診療所
29	太陽の門放課後等 デイサービスセンター「きゃんばす」	風祭 563	地域活動支援センター
30	介護老人保健施設水之尾	水之尾 38-1	老人福祉施設等
31	友愛幼稚園	北ノ窪 176	幼稚園
32	わらべの杜	小竹 186	障がい児施設(入所)
33	どーむ	小竹 186	障がい児施設(通所)
34	ポラリスホーム(GH)	沼代 1282	グループホーム(障がい者)
35	大窪小学校	板橋 985	学校施設等

別表 2 1

## 洪水浸水想定区域内大規模工場等 申出事業者一覧

令和 2 年 4 月 1 日現在

施設番号	施設名	所在地
1	富士フイルム株式会社	扇町 2-12-1

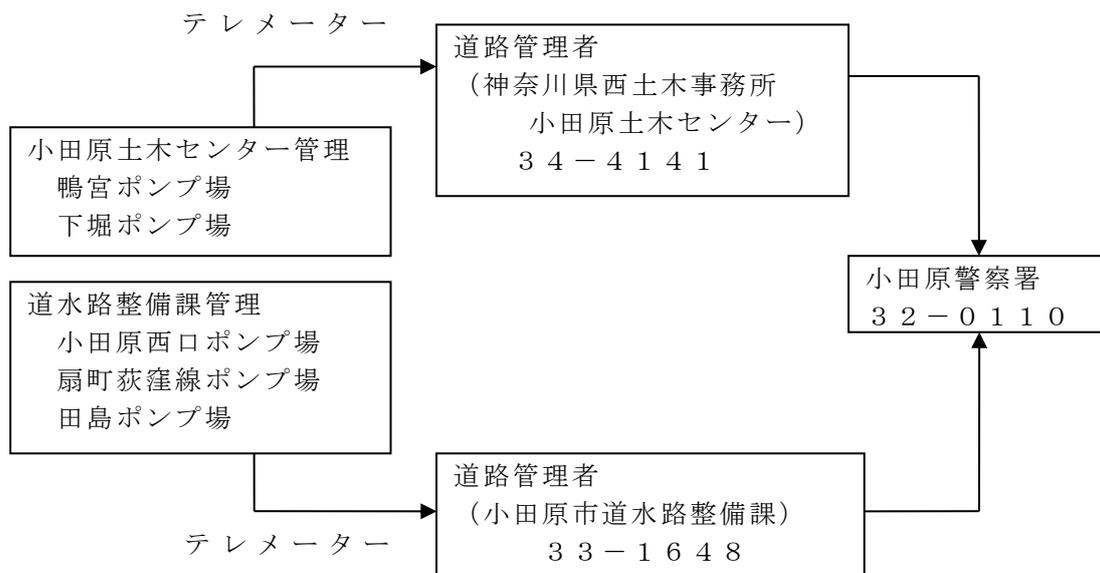
別表 2 2

## 市内のポンプ場一覧・連絡系統図

令和 2 年 4 月 1 日現在

名称	位置	起動	管理者所属電話	目的
鴨宮ポンプ場	南鴨宮 3-3	自動	小田原土木センター 34-4141	県道 719 号路面排水
下堀ポンプ場	下堀 82-2	自動	〃	県道 717 号路面排水
曾我岸ポンプ場	曾我岸	自動	道水路整備課 33-1648	市道 0068 排水
前羽ポンプ場	前川 876-9	自動	〃	市道 5019 排水
酒匂ポンプ場	鴨宮 129	自動	〃	市道 0058 排水
小田原西口ポンプ場	扇町 1-1	自動	〃	市道 0005 排水
扇町荻窪線ポンプ場	扇町 1-25	自動	〃	市道 0084 排水
田島ポンプ場	田島 889	自動	〃	市道 0089 排水

連絡系統図



※ 曾我岸ポンプ場、前羽ポンプ場、酒匂ポンプ場は、現地にて確認

## 取水堰一覽

令和 2 年 4 月 1 日現在

水防管理 団体名	河川名	位 置			名 称	構造
		郡 市	町村	大 字		
小田原市	酒匂川	小田原	—	飯 泉	飯泉取水堰	自動
小田原市	中村川	〃		小 竹	六反田岸林新田揚水	角落し
〃	森戸川	〃		高 田	森戸川 第 1 水門	自動
〃	〃	〃		〃	高田耕地 排水門	手動
〃	〃	〃		千 代	森戸川 第 3 水門	自動
〃	〃	〃		曾 我 別 所	光海堰	〃
〃	狩 川	南足柄		岩 原	岩原堰	角落し
〃	〃	小田原		飯田岡	穴部頭首工	自動
南足柄市	要定川	南足柄		塚 原	鳥見行取水堰	〃
小田原市	〃	小田原		小 台	大洗水門	〃
〃	〃	〃		栢 山	石川島水門	〃
〃	仙了川	開成		古田島	新井新田堰	〃
〃	〃	小田原		清 水 新 田	若宮水門	〃
〃	〃	〃		栢 山	亀井堰	〃
〃	〃	〃		曾比	大境堰	〃
〃	〃	〃		〃	仙了 第 1 水門	〃
〃	山玉川	〃		久野	三宅用水門	角落し

## 防潮扉一覽

令和 2 年 4 月 1 日現在

名称	水防管理 団体名	海岸名	位 置 (大字)	構 造	管理者	操作責任者 氏 名
NO. 1	小田原市	小田原海岸 前川地区	前川523	角落	神奈川県	県西土木事務所小田原土木センター
NO. 2	〃	〃	〃 510	引戸式	〃	〃
NO. 3	〃	〃	〃 482	〃	〃	〃
NO. 4	〃	〃	〃 426	〃	〃	〃
NO. 5	〃	〃	〃 393-5	〃	〃	〃
NO. 6	〃	〃	〃 325	〃	〃	〃
NO. 7	〃	〃	〃 256	片開式	〃	〃
NO. 1	〃	小田原海岸 国府津地区	国府津4-3-5	引戸式	〃	〃
NO. 2	〃	〃	〃 3-8-8	〃	〃	〃
NO. 3	〃	〃	〃 3-11-25	〃	〃	〃
NO. 4	〃	〃	〃 3-16-13	〃	〃	〃
NO. 5	〃	〃	〃 2-7-10	〃	〃	〃
NO. 6	〃	〃	〃 2-7-16	片開式	〃	〃
NO. 1	〃	小田原海岸 小八幡～ 東町地区	小八幡	両開式	小田原市	小田原市消防本部
NO. 2	〃	〃	〃	片開式	〃	〃
NO. 3	〃	〃	〃	〃	〃	〃
NO. 4	〃	〃	〃	引戸式	〃	〃
NO. 5	〃	〃	酒匂	片開式	〃	〃
NO. 6	〃	〃	〃	両開式	〃	〃
NO. 7	〃	〃	〃	〃	〃	〃
NO. 8	〃	〃	〃	片開式	〃	〃
NO. 9	〃	〃	東町	〃	〃	〃
NO. 10	〃	〃	〃	両開式	〃	〃
NO. 11	〃	〃	〃	片開式	〃	〃
NO. 12	〃	〃	〃 2-3	両開式	〃	〃
NO. 13	〃	〃	浜町4-19	〃	〃	〃
NO. 14	〃	〃	〃 4-16	片開式	〃	〃
NO. 15	〃	〃	〃 4-11	〃	〃	〃
NO. 16	〃	〃	〃 3-9	〃	〃	〃
NO. 17	〃	〃	〃 3-8	〃	〃	〃
NO. 18	〃	〃	〃 3-17	両開式	〃	〃
NO. 19	〃	〃	本町3-3	片開式	〃	〃
NO. 20	〃	〃	〃 3-8	両開式	〃	〃
NO. 21	〃	〃	〃 3-9	〃	〃	〃
NO. 22	〃	〃	〃 3-15	引戸式	〃	〃
NO. 23	〃	〃	〃 4-8	〃	〃	〃

別表 2 5

水防資材一覽

(令和 2 年 4 月 1 日現在)

水防倉庫 名称及び 所在地等		蓮正寺	早川	曾比	扇町	桑原	防災ステーション	小田原消防署	南町分署	荻窪出張所	国府津出張所	栢山出張所	西大友出張所	
		蓮正寺	早川	曾比	扇町	桑原								
		108	2-2-3	82	5-8-31	383								
資材名 及び数量		コンクリート ブロック 造	鉄骨造	木造	鉄筋コン クリート造	木造								
		54㎡	28㎡	94㎡	63㎡	33㎡								
合計		H1.3	S61.12	S25.2	S47.3	S32.3								
蛇	8 m	143	20		6	101	16							
	6 m	110	26	70	4		10							
籠	提灯	55	10			45								
	丸													
丸	8 m	38	4		34									
	6 m	240	31	20	80	35	74							
	5 m	45			45									
	4 m	346	80	50	53	26	137							
	2 m	274	85	20	132	2	35							
	太	2 m (杭)	260	26	13	210		11						
鉄線10# (kg)		2,139	25	350	325	175	300		175	50	124	240	200	175
土のう		1,855						200	671	172	230	243	206	133
土のう袋		17,074	450	3,000	1,300	2,730	3,625		377	1,263	900	1,685	824	920
ハンマー	大	64	8	3	3		6		9	11	6	7	6	5
	小	31	4	2	2		4		3	6	2	3	3	2
掛矢		71	10	6	6		12		8	10	5	5	5	4
つるはし		61	12	6	6		12		6	6	4	3	3	3
唐鍬		69	9	6	6		12		5	10	7	5	4	5
スコップ		241	41	15	15		30		31	35	16	23	15	20
鎌		126	17	9	10		15		16	20	10	9	10	10
鉋		96	20	8	8		15		7	15	6	6	6	5
鋸		126	30	7	10		20		8	14	8	9	10	10
ボール		64	6	3	3		6		10	6	12	3	2	13
鉄線切		73	10	4	4		8		11	15	4	6	4	7
ペンチ		98	28	9	8		15		10	10	3	5	5	5
しの		174	35	10	10		20		27	22	11	15	14	10
金てこ		46	4	1	1		2		18	4	10	2	4	
鉄くい	パイプ	1,942	1,111	150	190		232		60			40	65	94
	鉄筋	772	653		13		50		18			38		
又釘 (kg)		63	8	4	4		7		3	6	6	6	10	9
ロープ	30mm	50m	6	4					2					
		40m	4	4										
	10mm	10m	35	2					33					
マサカリ		28	8	4	4		8		3					1
一輪車		46	29	1	1		3		2	2	2	2	2	2
鉄線廻し		435	108	20	20		54		31	40	91	20	36	15
草刈り機		10							2	3	1	1	3	
金づち		78	15	5	5		5		8	15	6	6	6	7
Tマット		4					4							
シューター		6					6							
土留鋼鈑		80					80							

※鉄線10#は1コイル25kg

## 雨量による通行規制対象路線一覧表

令和 2 年神奈川県水防計画

路線名	箇所		規制基準 (値)	
	区間	延長 (Km)	道路パトロール 出動基準	通行止め
国道 135 号	真鶴町岩 934-2	7.9	(C) 140 mm	(C) 200 mm
	石橋 413		(T) 35 mm	(T) 50 mm
県道 740 号 (小田原 湯河原)	根府川字下マキヤ 3-46	9.1	(C) 140 mm	(C) 200 mm
	湯河原町吉浜 294		(T) 35 mm	(T) 50 mm

## 管理外関連道路の異常気象時における道路規制区間及び基準

路線名	管理事務所名	規制区間	規制条件 (通行止) 気象等基準値
小田原厚木道路	中日本高速道路(株) 東京支社小田原保全 サービスセンター	小田原市早川 ～厚木市酒井	(C) 200 mm (T) 50 mm 風速 20m/s
西湘バイパス	中日本高速道路(株) 東京支社小田原保全 サービスセンター	二宮町二宮 ～小田原市風祭	風速 20m/s
箱根ターンパイク	箱根ターンパイク 株式会社管理部	全線	(C) 200 mm (T) 40 mm 風速 25m/s 視界 5m 未満

※ (C) : 連続雨量

(T) : 時間雨量

## 水防活動実施報告書

年 月 日

作成責任者

出水の状況	川 警戒水位 m 雨 量 mm								
水防実施箇所	川 左岸 地先 m 右岸								
日時	自 月 日 時 至 月 日 時								
出動人員	水防団員		消防団員		その他		合計		
	人		人		人		人		
水防作業の概況及び工法	箇所 工法  m								
水防の結果	効果被害	堤防 m m	田 m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>	畑 m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>	家 戸 戸	鉄道 m m	道路 m m	人口 人 人	その他
使用資機材	かます、俵							居住者の 出動状況	
	万年、土俵								
	なわ							水防関係者の 死傷	
	丸太								
	その他							雨量水位の 状況	
水防活動に関する 自己批判 備考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

### 水防活動報告書

○年台風○号における水防活動  
 (神奈川県小田原市消防団・○年○月○日～○日)

○概 要  
 小田原市消防団は、○日○月○日、台風○号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ○部隊○名が出動。市内では、1時間雨量○○mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民への避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延べ人数	主な活動内容
○/○～○/○ 約○時間	○名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土のう積み (○袋)</li> <li>・避難誘導 (○世帯)</li> <li>・排水作業 (○件)</li> </ul>

水防活動または  
被害状況写真

○川左岸 (○○地先)  
堤防巡視

水防活動または  
被害状況写真

○川左岸 (○○地先)  
積み土のう工

水防活動または  
被害状況写真

○川左岸 (○○地先)  
月の輪工

水防活動または  
被害状況写真

○○地区の浸水被害

水防活動実施箇所  
地図

## 小田原市水防協議会条例

昭和57年9月30日条例第32号  
改正  
平成12年3月31日条例第19号  
平成17年12月16日条例第43号  
平成26年2月26日条例第4号

(趣旨)

**第1条** この条例は、小田原市水防協議会の設置、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第2条** 水防法(昭和24年法律第193号)第34条第1項の規定に基づき、小田原市水防協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会の委員の定数は、25人以内とする。

(会長)

**第3条** 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

**第5条** 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(幹事)

**第6条** 協議会の事務を処理し、委員を補佐するため幹事若干名を置く。

2 幹事は、委員の属する機関又は団体の職員のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

(庶務)

**第7条** 協議会の事務は、市長が定める職員が処理する。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成12年3月31日条例第19号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則** (平成17年12月16日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成26年2月26日条例第1号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## 小田原市水防協議会運営要綱

(昭和57年 9月30日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、小田原市水防協議会条例（昭和57年9月30日条例第32号）第7条の規定に基づき、小田原市水防協議会（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(代理出席)

第2条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、別に定める届を会長に提出し、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は委員とみなす。

(幹事会)

第3条 幹事は、幹事会を組織する。

2 幹事会は、会長が招集する。

3 幹事会の運営、議事の整理には市の防災主管課長が当たる。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、市の防災担当課の職員が処理する。

附 則

この要綱は、昭和57年9月30日から適用する。

## 小田原市水防協議会委員・幹事名簿

会長：小田原市長

令和2年4月1日現在

機 関 名	委員（職名）	幹事（職名）
国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所小田原出張所	出張所長	専門官
神奈川県県西地域県政総合センター	所長	副所長兼総務部長
神奈川県県西土木事務所小田原土木センター	所長	河川砂防第一課長
神奈川県小田原警察署	署長	警備課長
小田原市	副市長	職員課長 広報広聴課長 管財課長 環境政策課長 ケアタウン担当副部長（福祉政策課長事務取扱） 農政課長 水産海浜課長 都市計画課長 建設部副部長（建設政策課長事務取扱） 道水路整備課長 教育部管理監 防災対策課長
小田原市消防本部	消防長	警防計画課長 小田原消防署長
小田原市消防団	消防団長	—
東日本電信電話（株）神奈川西支店	支店長	総括担当課長
東京電力パワーグリッド（株）小田原支社	支社長	次長（渉外担当）
中日本高速道路㈱東京支社小田原保全サービスセンター	所長	総務企画担当課長
小田原市議会	議長	—
小田原市自治会総連合	連合会長	—
小田原市民生委員児童委員協議会	副会長	—
小田原市母子寡婦福祉会	会長	—
神奈川県看護部長会小田原地区	会長	—
神奈川県西部漁港事務所	所長	工務課長
小田原市水産業協同組合協議会	会長	—
小田原市農政協議会	会長	—
小田原市赤十字奉仕団	副委員長	—

## 三保ダム放流警報要領

(目的)

1 この要領は、三保ダム（以下「ダム」という。）からの放流に起因する流水の急激な変化によって生ずる危害の防止を図るために必要な警報等について定める。

(洪水警戒体制)

2 三保ダム操作細則に規定する、準備、第1、第2及び第3警戒体制の設置は次のとおりとする。

(1) 準備警戒体制

ア 横浜地方気象台から神奈川県西部に降雨に関する注意報が発せられたとき。

イ 台風の中心が東経130度から140度までの範囲において北緯30度に達したとき。

ウ 連続総降雨量が50ミリメートルに達した後に、更に降雨が続いているとき又は今後降雨が予測される時。

エ 時間降雨量が20ミリメートルを超えた後に、更に降雨が続いているとき又は今後降雨が予測される時。

(2) 第1警戒体制

ア 横浜地方気象台から神奈川県西部に降雨に関する警報が発せられたとき。

イ 総降雨量が、100ミリメートルに達し、更に降雨が続いているとき又は今後降雨が予想される時。

ウ 1時間雨量が、40ミリメートルを超えて、更に降雨が続いているとき。

エ ダムからの放流が毎秒25立方メートルを超え毎秒80立方メートル以下と予測される場合。

(3) 第2警戒体制

ア ダムからの放流量が毎秒80立方メートルを超え毎秒800立方メートル以下と予測される場合。

イ 総降雨量が、100ミリメートルを超えて更に今後引き続いて、50ミリメートル以上の降雨量が予想される時。

(4) 第3警戒体制

ア ダムからの放流量が、毎秒800立方メートルを超えると予測される場合。

(洪水警戒体制の解除)

3 ダムへの流入量が毎秒80立方メートル以下に減少し、気象状況から洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認められる場合において解除する。

(放流警報施設)

4 放流警報施設は、放流警報施設一覧表（別表第1）及び放流警報施設位置図（別図第1）のとおりとする。

(放流警報の方法)

5 放流量が毎秒25立方メートルを超える場合は、次に定めるところにより警報を行う。

(1) スピーカー及びサイレンによる警報

ア 警報区間

(ア) 放流量が毎秒25立方メートルを超え毎秒80立方メートル以下のときは、ダムから川西橋までの区間とする。

(イ) 放流量が毎秒80立方メートルを超えるときは、ダムから西湘大橋までの区間とする。

イ 警報時期

放流開始約30分前よりダムから順次下流に向けて行う。

ウ 警報内容

警報放送書（第1号様式）によりスピーカーで放送を行った後、サイレンを吹鳴する。

サイレンの吹鳴方法は、次のとおりとする。

## 参考 2



### エ 放流期間中

(ア) 異常洪水時防災操作（ただし書き操作）に移行した場合及び放流量の急激な増加が予想される場合は警報放送書（第1号様式）によりスピーカーで放送を行い、必要に応じてサイレンを吹鳴する。

(イ) その他必要に応じて、警報放送書（第1号又は第2号様式）によりスピーカーで放送を行う。

#### (2) 電光表示及び赤色回転灯による警報

ア 放流量が毎秒 25 立方メートルを超え毎秒 80 立方メートル以下の放流期間中は、ダムから川西橋までの区間を点灯する。

イ 放流量が毎秒 80 立方メートルを超える放流期間中は、ダムから西湘大橋までの区間を点灯する。

#### (3) 警報車による警報

##### ア 警報区間

(ア) 放流量が毎秒 25 立方メートルを超え毎秒 80 立方メートル以下のときは、ダムから川西橋までの区間とする。

(イ) 放流量が毎秒 80 立方メートルを超え毎秒 150 立方メートル以下のときは、新大口橋までの区間とする。

(ウ) 放流量が毎秒 150 立方メートルを超えるときは、西湘大橋までの区間とする。

##### イ 警報時期及び経路

放流開始約 30 分前に三保ダム管理事務所を出発して、警報車警報経路図（別図第2）に示す経路に従って行う。

##### ウ 警報内容

警報放送書（第3号様式）による。

##### (警報掲示板)

6 警報掲示板は第5号様式による。

##### (通報連絡)

7 関係機関への通報連絡は、次に定めるところにより行う。

#### (1) 準備警戒体制

##### ア 通報連絡機関

県土整備局河川下水道部河川課（神奈川県水防本部）、企業局利水電気部利水課。

##### イ 通報時期

準備警戒体制を設置したとき及び解除したとき。

##### ウ 通報内容

三保ダム放流時連絡書（第4号様式）による。

#### (2) 第1、第2、第3警戒体制及び放流等

##### ア 通報連絡機関

通報連絡機関は別表第2に定める関係機関

##### イ 通報時期

(ア) 第1、第2、第3警戒体制を設置したとき及び解除したとき。

(イ) ダムから毎秒 25 立方メートルを超える放流を開始するときは、約 1 時間前。

(ウ) ダムから毎秒 25 立方メートルを超える放流をしたとき及び放流量が毎秒 25 立方メートル

## 参考 2

ル以下になったとき。(放流終了という。)

(エ) 異常洪水時防災操作(ただし書き操作)を予告するとき。

(オ) 異常洪水時防災操作(ただし書き操作)に移行したとき及び解除したとき。

(カ) その他放流に関する通知が必要なとき。

ウ 通報内容

三保ダム放流時連絡書(第4号様式)による。

(3) 関係機関への連絡系統

連絡系統は三保ダム放流通報連絡系統図(別表第3)及び三保ダム放流通報連絡系統図(水防関係)(別表第4)のとおりとする。

(4) 一般電話不通時の通報連絡

一般電話が不通のときは、県土整備局河川下水道部河川課(神奈川県水防本部)に対し、次の機関への通報の伝達を依頼する。

ア 県防災行政通信網に係る関係機関

イ 県警察本部

附則

1 . 昭和57年5月15日 施行

2 . 令和2年2月1日 改正

(別表、別図省略)

## 飯泉取水ぜき放流警報要領

(昭和 49 年 4 月 1 日)

改正 昭和 54. 10. 8

### 1 洪水警戒体制

取水ぜきは、利水専用施設であり、治水機能を有しないため、取水量以外の流水（責任放流量毎秒 1.48 立方メートル。）はすべて放流されます。

飯泉取水管理事務所は、台風等の接近により出水が予想される時は、職員を非常招集し、洪水警戒体制（以下「警戒体制」という。）をとります。職員の非常招集の方法は、出水予想規模により、準備警戒体制、第 1 警戒体制、第 2 警戒体制の順に強化します。

- (1) 準備警戒体制とは、取水ぜきへの流入量が毎秒 200 立方メートルを越えるおそれがあるとき。
- (2) 第 1 警戒体制とは、取水ぜきへの流入量が毎秒 200 立方メートル以上 800 立方メートル未満のとき。
- (3) 第 2 警戒体制とは、取水ぜきへの流入量が毎秒 800 立方メートル以上のとき。

警戒体制をとったとき又は解除したときは、速やかに飯泉取水施設における、取水ぜき及び取水口操作要綱（以下、「操作要綱」という。）別表第 1 の関係機関に通報いたしますので必要な措置をお願いいたします。なお、警戒体制の解除は、気象・水象等の状況から判断して、流入量が毎秒 300 立方メートル以下になったときとします。通報はそれぞれ操作要綱第 1 号、第 2 号様式により行うものとします。

### 2 電話による警報伝達の方法

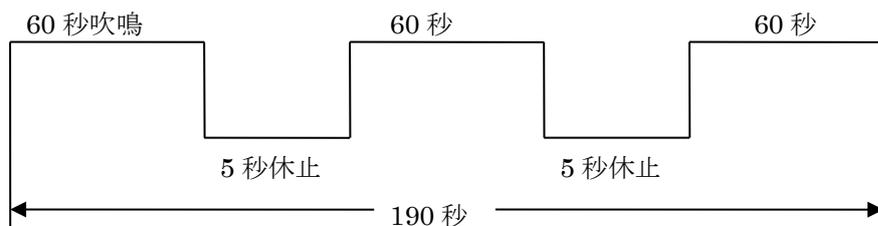
関係機関に対し、取水ぜきからの放流状況に関する通報は操作要綱第 5 号様式により行います。

なお、放流状況等の連絡は、警戒体制の解除をもって自動的に終了します。

### 3 サイレン及びスピーカーによる警報の伝達

取水ぜき及び取水ぜき下流に設置されたスピーカー（3ヶ所）による警報は、放流初期から行うとともに、放送文は操作規則第 3 号様式により行います。

サイレンの吹鳴方法は次のとおりです。



### 4 警報車による警報による方法

警報車による警報は、取水ぜき地点から酒匂橋までの区間に対し出水時に行うとともに、下流の

### 参考 3

状況に応じて必要と認めた場合も警報を行います。

なお、警報車による放送文は操作要綱第 4 号様式によるほか、河川立入者の状況に応じ随時注意を喚起する内容文を放送します。警報車は操作要綱別表第 2 の経路に従い警報します。

#### 5 電光表示板による注意

放流初期から放流終了時までの取水ぜき下流（右岸側 2 ヶ所）に設置された電光表示板により“セキ放流中”と表示します。

#### 6 警報掲示板による注意

取水ぜき地点から酒匂橋までの区間に設置された警報掲示板（21 ヶ所）により河川立入者に対し警報の注意を喚起します。警報掲示板の設置位置及び内容文は操作要綱別表第 2 のとおりです。

## 芦の湖湖尻水門操作規則

### 目 次

- 第 1 章 総 則（第 1 条～第 4 条）
- 第 2 章 水門操作の方法等（第 5 条～第 9 条）
- 第 3 章 洪水警戒体制（第 10 条～第 12 条）
- 第 4 章 雑 則（第 13 条～第 17 条）

### 附則

#### 第 1 章 総 則

##### （趣 旨）

第 1 条 早川水系芦の湖（以下「湖」という。）湖尻水門（以下「水門」という。）の操作については、この操作規則の定めるところによる。

##### （操作の目的）

第 2 条 水門の操作は、早川水系早川及び湖の洪水防除並びに湖の貯留機能の維持を図ることを目的とする。

##### （水位等）

第 3 条 湖の水位は、芦の湖（竜宮殿）に取り付けた水位計（標高 722.7 メートルを水位 0.0 メートルとする。）により測定するものとする。

2 洪水期及び非洪水期は、次の各号に定める期間とする。

- (1) 洪水期 6 月 1 日から 10 月 15 日まで
- (2) 非洪水期 10 月 16 日から翌年の 5 月 31 日

3 湖の常時満水位は、2.30 メートルとし、第 5 条の規定により水門操作を行う場合及び次項の規定による場合を除き、水位をこれ以上上昇させてはならない。

4 非洪水期において河川管理上支障のない場合は、湖の水位を 2.50 メートルを上限として湖水を貯留することができる。

5 湖の計画高水位は、2.90 メートルとする。

##### （ゲートの名称）

第 4 条 水門のゲートの名称は、早川水系早川の右岸に最も近いゲートから 1 号ゲート、2 号ゲート、3 号ゲートという。

#### 第 2 章 水門操作の方法等

##### （水門操作の順序及び開度）

第 5 条 小田原土木センター所長（以下「所長」という。）は湖の水位が次に定める状態になったとき、当該各号により水門の操作を行わなければならない。ただし、湖の水位が計画高水位に達し、なお、上

## 参考 4

昇すると予想される場合は、これによらないことができる。

- (1) 湖の水位が 2.30 メートル未満のとき、全てのゲートは全閉とする。
- (2) 湖の水位が 2.30 メートルに達し、なお上昇すると予想される時、1 号ゲートを全開する。
- (3) 湖の水位が 2.45 メートルに達したとき、2 号、3 号ゲートの開度を 0.10 メートルとする。
- (4) 湖の水位が 2.60 メートルに達したとき、2 号、3 号ゲートの開度を 0.30 メートルとする。
- (5) 湖の水位が 2.70 メートルに達したとき、2 号、3 号ゲートの開度を 0.60 メートルとする。  
ただし、降雨等の状況により、これによらないことができる。
- (6) 湖の水位が 2.30 メートルに低下したとき、全てのゲートを全閉する。
- (7) 非洪水期において河川管理上支障がない場合は、湖の水位が 2.50 メートル以下のとき、全てのゲートは全閉とする。

2 所長は、第 13 条の規定によりゲート等の点検又は整備を行うため必要があるときは水門の操作を行うことができる。ただし、放流は行わないものとする。

なお、ゲート動作試験において軽微な放流を伴う場合は、静岡県芦湖水利組合（以下「水利組合」という。）管理者の了解を得るものとする。

（洪水等緊急時の措置）

第 6 条 所長は、洪水等緊急を要する場合は、水利組合管理者の了解を得たのち、常時満水位未満でも洪水防除のために水門操作を行うことができる。

（放流の原則）

第 7 条 所長は、水門から放流を行う場合においては、放流により下流に急激な水位の変動を生じないよう、かつ放流が無効放流とならないよう努めなければならない。

（放流に関する通知等）

第 8 条 所長は水門から放流を行う場合は、関係機関に通知するものとする。

2 所長は、水門から放流を行う場合において、下流において危害を生ずるおそれがあると認められるときは、一般に周知させるための必要な処置をとらなければならない。

（水門操作の記録）

第 9 条 所長は、第 5 条の規定により水門操作を行ったとき及び第 6 条の規定により洪水等緊急時の措置として水門操作を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記録しておかななければならない。

- (1) 気象及び水象状況
- (2) ゲートの操作の事由、操作したゲートの名称、ゲートの操作の開始及び終了の年月日及び時刻、ゲートの開度、ゲートの操作による放流量並びに水位の変動
- (3) 水門、水門の関連施設、湖及び水門下流の被害状況
- (4) 放流に伴う警報及び連絡に関する事項
- (5) その他特記すべき事項

2 所長は、前項に規定する場合を除き、第 13 条の規定に該当する場合において水門操作を行ったとき

#### 参考 4

は、その状況を前項に準じて記録しておかなければならない。

- 3 所長は、前 2 項の規定に基づく記録について、水利組合管理者から申し出があったときは提出できるものとする。

### 第 3 章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制の実施)

第 10 条 所長は、次の各号の一に該当する場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。

- (1) 横浜地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- (2) その他洪水が発生するおそれがあるとき。

(洪水警戒体制の実施)

第 11 条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときには、直ちに、次の各号に定める処置をとらなければならない。

- (1) 神奈川県水防本部、水利組合、その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- (2) 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的变化を予想すること。
- (3) 水門並びに水門の操作に必要な機械及び器具の点検、整備その他水門の操作に関し必要な処置をとること。

(洪水警戒体制の解除)

第 12 条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなった場合は、これを解除しなければならない。

### 第 4 章 雑 則

(点検及び整備)

第 13 条 所長は、次の各号に掲げる施設等を常に良好な状態に保つため、点検及び整備を行わなければならない。

- (1) 水門本体
- (2) ゲート
- (3) ゲートを操作するため必要な整備
- (4) 警報、通信連絡、観測等のため必要な整備
- (5) 警報のため必要な車両
- (6) 前各号に掲げるものの操作のため必要な資材

(調査又は測定)

第 14 条 所長は、別表に掲げる事項に関し、同表に掲げる項目について、調査又は測定を行わなければならない。

(調査結果の記録)

#### 参考 4

第 15 条 所長は、第 13 条の規定により点検及び整備を行った結果並びに第 14 条の規定により調査し、又は測定した結果を記録しておかなければならない。

(管理月報及び管理年報の作成)

第 16 条 所長は、別に定めるところにより、水門管理月報及び水門管理年報を作成しなければならない。

(その他)

第 17 条 この規定を実施するための必要な細則は、所長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成 2 年 9 月 17 日から施行する。

この規則は、平成 20 年 4 月 17 日から施行する。

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

#### 別表 (第 14 条関係)

事項	項目	事項	項目
気象	天気 気圧 気温 湿度 風向 風速 降水量	湖	水位 流入量 放流量

## 酒匂川における河川利用者への情報伝達体制等に関する申し合わせ

この申し合わせは、酒匂川における河川利用者の水難事故を防止するため、関係機関が酒匂川に関する気象情報及び雨量・水位等の情報を共有するとともに、これらの情報を河川利用者に伝達し注意喚起を図るための体制（以下「情報伝達体制」という。）及び運用について、必要な事項を定める。

（申し合わせの対象）

1 この申し合わせの対象となる機関は、次のとおり

(1) 関係機関

酒匂川に関する気象情報及び雨量・水位等の情報を共有し、河川利用者への注意喚起を図る次の機関をいう。

神奈川県：くらし安全防災局、県土整備局（河川課、県西土木事務所、三保ダム管理事務所）、企業庁（利水課）、県西地域県政総合センター（以下「県関係機関」という。）

市 町：小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町（以下「関係市町」という。）

消 防：小田原市消防本部

警 察：警察本部、小田原警察署、松田警察署

そ の 他：酒匂川漁業協同組合

(2) 協力機関

関係機関に対し情報を提供し、関係機関の活動を支援する次の機関をいう。

東京電力リニューアブルパワー株式会社松田事業所（以下「東京電力 R P（株）松田事業所」という）

※ 関係機関及び協力機関の連絡先は、別紙 1 「関係機関及び協力機関連絡先一覧表」のとおり（運用時期）

2 情報伝達体制の運用時期は、原則として、毎年 4 月 29 日から 12 月 31 日まで（各日 6 時から 18 時まで）※ ただし、4 月 25 日から 4 月 28 日の期間内に土曜日が含まれる場合は、当該日を運用開始日とする。

（河川利用者への情報伝達の内容）

3 河川利用者への情報伝達は次のとおり

(1) 神奈川県内の気象情報

足柄上区域又は西湘区域の大雨・洪水注意報又は警報の発表情報

(2) 雨量情報

須走、桑木、川西、山北、小山又は内山の雨量観測所において、1 時間に 30mm 以上の雨量を観測した情報

(3) 水位情報

鮎沢、平山、小山又は谷ヶ（閉局中）の水位観測所において、30 分間に 30cm 以上の水位上昇を観測した情報

(4) 静岡県内の気象情報等

くらし安全防災局が入手する静岡県御殿場市及び小山町の大雨・洪水注意報若しくは警報の発表情報

(5) 東京電力 R P（株）松田事業所の提供する情報

菅沼、峰、山北発電所の堰堤又は起伏堰の河川水位上昇を示すゲート動作信号の情報及び出水後における峰、山北発電所の運転再開による一時的な河川水位上昇を伴う施設操作情報。

（情報伝達の流れ及び関係機関の措置）

4 河川利用者への情報伝達の流れ及び関係機関の措置は次のとおり

(1) 神奈川県内の気象情報

ア ぐらし安全防災局は、関係市町、小田原市消防本部、県関係機関（企業庁利水課を除く。）、警察本部及び酒匂川漁業協同組合に伝達する。

イ 酒匂川漁業協同組合は、各監視員及びおとり鮎販売店を通じ釣り人に伝達し、注意を喚起する。

ウ 三保ダム管理事務所は、警報の発表情報については、県土整備局河川課に連絡するとともに、放流警報施設を使用した音声放送により河川利用者に伝達し、注意を喚起する。

三保ダム管理事務所は、この情報については企業庁利水課に報告する。

エ 警察本部は、小田原警察署及び松田警察署に情報を伝達する。

オ イ及びウの他、各機関は河川利用者の注意喚起に努める。

※ 情報伝達のチャート図は、別紙2「情報伝達系統図」の「(1) 県内（足柄上区域又は西湘区域）の大雨・洪水注意報又は警報」のとおり

(2) 雨量・水位情報

ア 三保ダム管理事務所は、3(2)に該当する雨量及び3(3)に該当する水位を観測した場合には、ぐらし安全防災局に伝達し、県土整備局河川課に連絡するとともに、放流警報施設を使用した音声放送により、河川利用者に伝達し、注意を喚起する。

三保ダム管理事務所は、この情報については、企業庁利水課に報告する。

イ ぐらし安全防災局は、関係市町、小田原市消防本部、県関係機関（県土整備局河川課、三保ダム管理事務所及び企業庁利水課を除く。）、警察本部及び酒匂川漁業協同組合に伝達する。

ウ 酒匂川漁業協同組合は、各監視員及びおとり鮎販売店を通じ釣り人に伝達し、注意を喚起する。

エ 警察本部は、小田原警察署及び松田警察署に伝達する。

オ ア及びウの他、各機関は河川利用者の注意喚起に努める。

※ 情報伝達のチャート図は、別紙2「(2) 雨量・水位情報」のとおり

(3) 静岡県内の気象情報等

ア ぐらし安全防災局は、関係市町、県関係機関（企業庁利水課を除く。）、警察本部及び酒匂川漁業協同組合に伝達する。

イ 三保ダム管理事務所は、警報の発表情報が伝達されたとき、県土整備局河川課に連絡するとともに、放流警報施設を使用した音声放送により河川利用者に伝達し、注意を喚起する。

三保ダム管理事務所は、この情報については企業庁利水課に報告する。

ウ 酒匂川漁業協同組合は、各監視員及びおとり鮎販売店を通じ釣り人に伝達し注意を喚起する。

エ 警察本部は、小田原警察署及び松田警察署に伝達する。

オ イ及びウの他、各機関は河川利用者の注意喚起に努める。

※ 情報伝達のチャート図は、別紙2「(3) 静岡県内（御殿場市、小山町）の大雨洪水注意報又は警報」のとおり

(4) 三保ダム管理事務所の伝達措置に関する特記事項

ア 放流警報施設を使用した警報の発表情報に関する音声放送は、警報の継続中は2時間間隔で放送する。

イ ダム洪水吐ゲートからの放流の際に実施する放流警報施設を使用した警報を行う場合は、伝達放送より優先して実施する。

（協力機関が提供する情報）

5 関係機関は、協力機関が提供する次の情報を注意喚起活動の準備情報として活用する。

(1) 東京電力R P(株)松田事業所が提供する情報

参考 5

- ア 菅沼発電所馬伏川堰堤の排砂ゲート初期開動作信号の情報
- イ 菅沼発電所鮎沢川堰堤の排砂ゲート初期開動作信号の情報
- ウ 峰発電所起伏堰本体の倒伏信号の情報及び出水後の発電所運転再開による一時的な河川水位上昇を伴う施設操作情報
- エ 山北発電所起伏堰本体の倒伏信号の情報及び出水後の発電所運転再開による一時的な河川水位上昇を伴う施設操作情報
- オ ア～エの情報を発信するとともに、放流警報装置を使用した音声放送により河川利用者に伝達し、注意を喚起する。

※ ただし、ア及びイについては先行動作したいずれかの情報

(2) 情報の伝達方法等

- ア 東京電力R P(株)松田事業所は、くらし安全防災局に伝達する。
- イ くらし安全防災局は、関係市町、小田原市消防本部、県関係機関（企業庁利水課を除く。）、警察本部及び酒匂川漁業協同組合に伝達する。
- ウ 酒匂川漁業協同組合は、各監視員及びおとり鮎販売店を通じ釣り人に伝達し注意を喚起する。
- エ 警察本部は、小田原警察署及び松田警察署に伝達する。

※ 情報伝達のチャート図は、別紙2「(4) 東京電力R P(株)松田事業所が提供する情報（発電所堰堤排砂ゲート初期開動作信号等の情報及び出水後の発電所運転再開を伴う一時的な河川水位上昇を伴う施設操作情報）」のとおり

(酒匂川における水難事故等発生時の情報伝達体制)

6 酒匂川において水難事故等が発生した際の関係機関の情報伝達体制は次のとおり

- ア 事象発生時、初動対応にあたった機関（警察、消防等）は、くらし安全防災局に伝達する。
- イ くらし安全防災局は、関係市町、小田原市消防本部、県関係機関（企業庁利水課を除く。）、警察本部及び酒匂川漁業協同組合に伝達する。
- ウ 警察本部は、小田原警察署及び松田警察署に伝達する。

※ 情報伝達のチャート図は、別紙2「(5)酒匂川における水難事故発生時等の情報伝達体制」のとおり

(連絡会議の開催)

7 関係機関及び協力機関は、毎年、運用期間の開始前に連絡会議を開催し、運用実績の効果や課題を検証し、情報伝達体制のあり方について協議を行うものとする。また、河川利用者に対する事故防止意識の啓発活動について協議を行うものとする。

(協議)

8 この申し合わせに定めのない事項、又は疑義の生じた事項については、関係機関が協議して定める。

(適用等)

9 この申し合わせは、令和2年4月25日から適用する。

## 小田原市消防本部防潮扉取扱要領

(平成10年 4月 1日)

小田原市消防本部防潮扉取扱要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、小田原市地域防災計画に基づき、防潮扉の取扱いについて必要な事項を定める。

(設置場所等)

**第2条** 防潮扉の設置場所、名称及び担当署所については別表のとおりとする。ただし、担当署所が災害出動又は業務出向等に対応困難な場合は、署隊長が対応可能な署所又は部隊を指定することができる。

(閉鎖の措置)

**第3条** 防潮扉は、次に掲げる場合に消防職員が閉鎖するものとする。

- (1) 高潮、暴風雨等により被害が発生すると予想されたとき。
- (2) 大津波警報、津波警報又は津波注意報が発せられたとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、消防長又は署隊長が必要と認めたとき。

(退避の確認)

**第4条** 防潮扉の閉鎖は、海辺にある者の退避を確認した後に行うものとする。

(消防職員の安全確保)

**第5条** 第3条に規定する防潮扉の閉鎖を行う際には、消防職員の安全確保を最優先するものとする。

2 防潮扉の閉鎖作業を中止等する場合の判断は、署隊長が行うものとする。

(活動可能時間)

**第5条の2** 各部隊の中隊長又は小隊長は、津波到達予想時刻が発表されたときは、当該予想時刻が発表されたときから、当該予想時刻までの時間から活動場所までの移動時間、活動場所から署所又は安全な場所等への移動時間及び安全確実に移動するための予備時間を減じて得た時間を第3条第2号の規定による防潮扉の閉鎖活動ができる時間(以下「活動可能時間」という。)として決定するものとする。

(閉鎖状況の確認)

**第6条** 防潮扉閉鎖後は、定期的に巡回し、閉鎖状況を確認するものとする。ただし、第3条第2号の規定により閉鎖した場合であって、活動可能時間を経過したときは、この限りでない。

(扉の開放)

**第7条** 防潮扉の開放は、署隊長が閉鎖の必要がなくなったと判断したときに行うものとする。

(事前計画)

**第8条** 大規模な災害発生時における防潮扉の閉鎖は、別途消防署長が定める事前計画により実施するものとする。

(外観点検)

**第9条** 防潮扉は1月につき1回巡回し、外観点検を行うものとする。

(保守管理)

**第10条** 防潮扉は、塗装及び各部の総合保守点検を定期的実施するものとする。

**附 則**

この要領は平成10年4月1日から施行する。

**附 則**（平成12年10月1日）

この要領は平成12年10月1日から施行する。

**附 則**（平成18年8月1日）

この要領は平成18年8月1日から施行する。

**附 則**（平成24年3月1日）

この要領は平成24年3月1日から施行する。

**附 則**（平成25年7月1日）

この要領は平成25年7月1日から施行する。

**附 則**（平成26年8月1日）

この要領は平成26年8月1日から施行する。

参考6

番号	設 置 場 所	名 称	担 当 署 所
1	小八幡3-17	池谷モータース	国府津出張所
2	小八幡2-14	宮の前バス停	〃
3	小八幡2-31	魚利商店	〃
4	小八幡2-25	サングレイス酒匂	〃
5	酒 匂4-13	塩事業センター	小田原消防署
6	酒 匂4-10	ダイアパレス	〃
7	酒 匂4-3	酒匂浜公園	〃
8	酒 匂3-15	浜住宅西	〃
9	東 町4-9	小田原ビジネス総合高校第2グラウンド西	〃
10	東 町2-9	山王小学校東	〃
11	東 町2-8	山王小学校西	〃
12	東 町2-3	山王公民館	〃
13	浜 町4-19	北條稲荷	南町分署
14	浜 町4-16	古新宿竜宮神社先	〃
15	浜 町4-11	お台場東	〃
16	浜 町3-9	天王社	〃
17	浜 町3-8	早瀬商店	〃
18	浜 町3-17	袖ヶ浜	〃
19	本 町3-3	袖ヶ浜西	〃
20	本 町3-8	プール東	〃
21	本 町3-9	プール中央	〃
22	本 町3-15	プール西	〃
23	本 町4-8	御幸浜西入口	〃

参考 7

別表（第 2 条関係）

酒匂川流域に係る災害状況等の連絡に関する申し合わせ

この申し合わせは、酒匂川流域の小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町及び開成町（以下「流域市町」という。）において、当該流域の災害状況等を共有するため、当該災害状況等の連絡に関して、必要な事項を定める。

（災害状況等の内容及び時期）

- 1 次に掲げる災害状況等が発生した流域市町は、当該状況等の発生後速やかに、他の流域市町及び神奈川県（県西地域県政総合センター、県西土木事務所）に連絡するものとする。
  - （1）外水氾濫（洪水）
  - （2）内水氾濫
  - （3）土砂災害
  - （4）水防本部又は災害対策本部の設置
  - （5）避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の発令
  - （6）前各号に掲げるもののほか連絡を要すると判断される状況

（連絡対象とする範囲）

- 2 連絡対象となる災害状況等の範囲は、酒匂川流域（支川を含む）の水害に関連する災害その他情報共有を要すると判断した災害とする。

（連絡の方法）

- 3 災害状況等の連絡は、別紙「酒匂川流域災害状況等連絡票」により、FAX をもって行うものとする。

（事務所管）

- 4 この申し合わせに定める流域市町の事務所管は、別表のとおりとする。

（その他）

- 5 この申し合わせにない事項、又は疑義の生じた事項については、流域市町が協議して定めるものとする。

（適用）

- 6 この申し合わせは、平成 25 年 5 月 1 日から適用する。  
この申し合わせは、平成 29 年 7 月 3 日から適用する。

別表

市町名	所管等名
小田原市	防災部防災対策課
南足柄市	総務防災部防災安全課
大井町	総務安全課防災安全室
松田町	庶務課
山北町	総務防災課
開成町	町民サービス部環境防災課



小田原市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途  
及び規模を定める条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第15条第1項第4号ハの規定に基づき、大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定めるものとする。

(用途及び規模)

**第2条** 法第15条第1項第4号ハに規定する条例で定める用途は、工場、作業場、又は倉庫とする。

2 法第15条第1項第4号ハに規定する条例で定める規模は、延べ面積が10,000平方メートル以上であることとする。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**小田原市水防計画**  
**令和2年6月**

編集発行 小田原市防災部防災対策課  
〒250 - 8555  
小田原市荻窪 300 番地  
TEL0465 (33) 1300 (代表)